

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長殿
【提出日】 2020年2月19日提出
【計算期間】 第15期計算期間（自 2018年11月20日 至 2019年11月19日）
【ファンド名】 りそな・TOPIXオープン
【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】 青木 章人
【連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】 03-3593-9023
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

東証株価指数（TOPIX）とは、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の株価を、それぞれの上場株式数で加重平均した指数で東京証券取引所が発表しています。具体的には1968年1月4日の東証一部上場全銘柄の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。ファンドはTOPIXの動きに連動する投資成果をめざしたファンドですが、インデックスとの価格乖離が生じることがあります。

TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。

東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

「りそな・TOPIXオープン」は、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、「りそな・TOPIXオープン」の基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。

「りそな・TOPIXオープン」は、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。

東京証券取引所は、「りそな・TOPIXオープン」の購入者または公衆に対し、「りそな・TOPIXオープン」の説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

東京証券取引所は、当社または「りそな・TOPIXオープン」の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上に限らず、東京証券取引所は「りそな・TOPIXオープン」の発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	日経225
	年2回	日本		TOPIX
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・ オブ・ファンズ	その他 ()
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々	中南米		
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東(中東)		
		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
TOPIX	目論見書または投資信託約款において、投資対象インデックスをTOPIXとするものをいいます。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義(上記網掛け部分)以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。

1) 東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果をめざします。

TOPIXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標とします。

2) 東京証券取引所第一部に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

主としてマザーファンドを通じて、東京証券取引所第一部上場株式に投資します。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。運用にあたっては「BARRA日本株式モデル」を活用し、ポートフォリオの構築および管理を行います。

3) 株価指数先物取引等を併用し運用の効率化をはかります。

株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、当該先物取引等を活用することがあります。

4) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

マザーファンドを通じて投資する現物株式と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則100%程度とします。

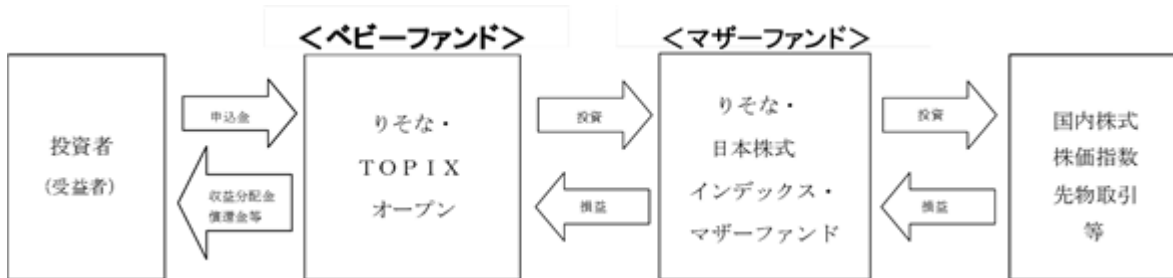
(2) 【ファンドの沿革】

2004年11月19日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

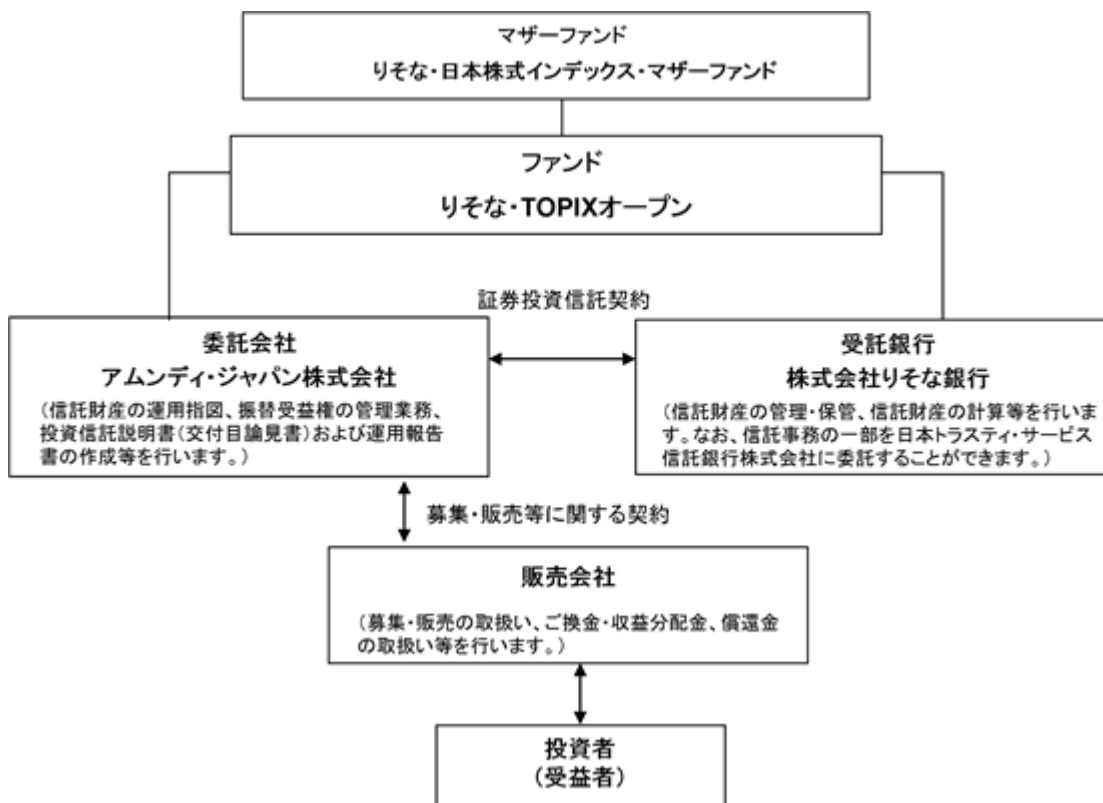
ファミリーファンド方式 により運用を行います。

〔イメージ図〕



ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大株主 の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

(2020年1月1日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

投資態度

- 1)主として「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」に投資し、東証株価指数(TOPIX)と連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

TOPIXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標としますが、基準価額と同指数値が著しく乖離することがあります(詳しくは、「3 投資リスク (1)基準価額の変動要因 4) インデックスとの価格乖離リスク」をご参照ください。)

- 2)運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、当該先物取引等を活用することがあります。このため株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- 3)株式の組入比率は原則として高位に保ちます。マザーファンドを通じて投資する現物株式と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則として100%程度とします。
- 4)株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5)ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 6)組入対象銘柄は、マザーファンドにおける組入銘柄を含め、主として東京証券取引所第一部上場株式としますが、東京証券取引所第一部上場銘柄であっても投資を行わない場合があります。

運用の形態

「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファンドは、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」に投資し、実質的な運用はマザーファンドで行います。

(2)【投資対象】

主な投資対象

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

1. 有価証券

2. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利

(2) 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利

(3) 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利

(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5) 金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)のうち取引所金融先物取引等にかかる権利

(6) スワップ取引

3. 金銭債権

4. 約束手形

2)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記1.から8.の証券または証書の性質を有するもの
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前記11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書ならびに9.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに9.の証券のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。後記 において同じ。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

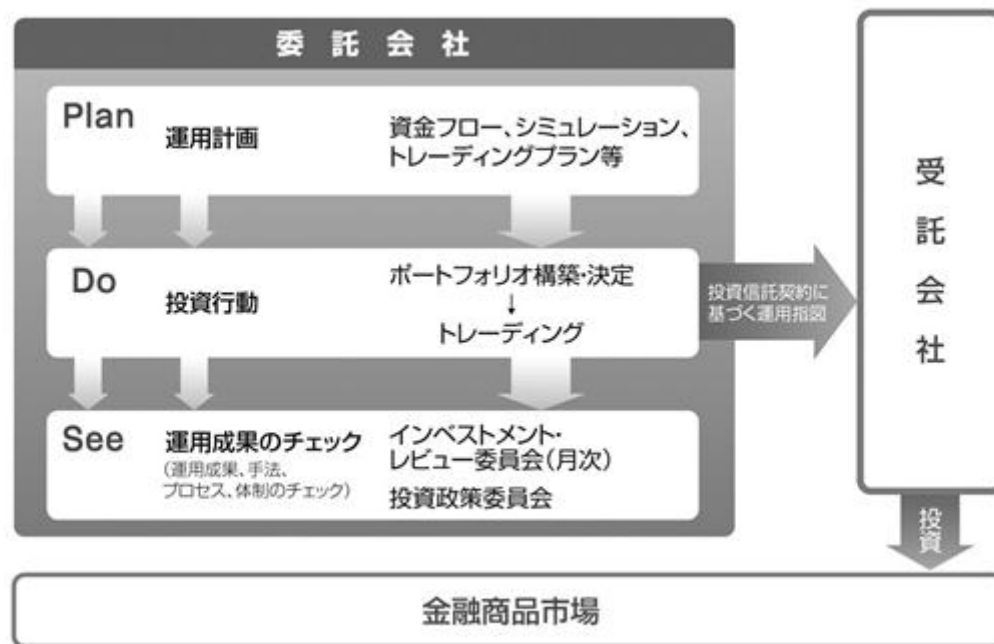
投資戦略の決定および運用の実行

CIO（最高運用責任者）に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎年1回、原則として11月19日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「一般コース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

（５）【投資制限】

信託約款に基づく投資制限

（イ）株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

（ロ）新株引受権証券等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ハ）外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

（ニ）投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

（ホ）同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

（ヘ）同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ト）同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型

新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

- 2)前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(チ)信用取引の指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2)前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(リ)先物取引等の運用指図

- 1)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 2)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(ヌ)スワップ取引の運用指図

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えること

となった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。

- 4)前記3)においてマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じた額をいいます。
- 5)スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6)委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ル)デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとしします。

(ロ)信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(ワ)有価証券の貸付の指図および範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図ができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとしします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとしします。
- 2)前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行います。

(カ)資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

法令等に基づく主な投資制限

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（参考）「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

(1) 運用方針

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

(2) 投資態度

主として東京証券取引所第一部上場株式に投資し、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

(3) 主な投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(4) 主な投資制限

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合については、制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

前記の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

2) 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

3) 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

4) インデックスとの価格乖離リスク

ファンドは、東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、次の理由により基準価額が東証株価指数（TOPIX）と乖離する場合があります。

1. 東証株価指数（TOPIX）の構成銘柄を全て組み入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、換金に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) その他の留意点

1) ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または換金等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

2) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

3) ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

4) 換金の中止

金融商品市場（本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金の申込受付が中止されることがあります。

5) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

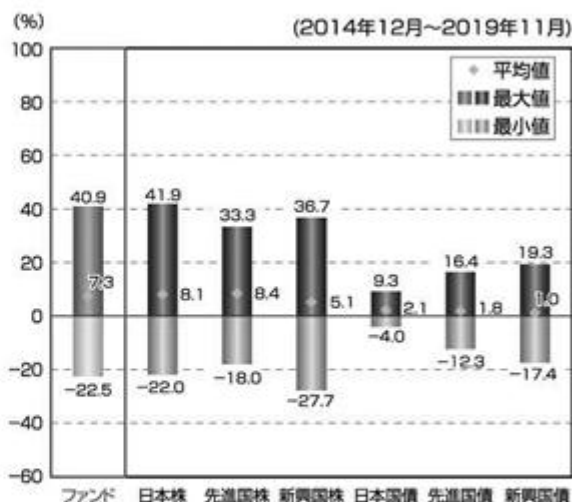
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2014年12月から2019年11月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの高標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの高標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

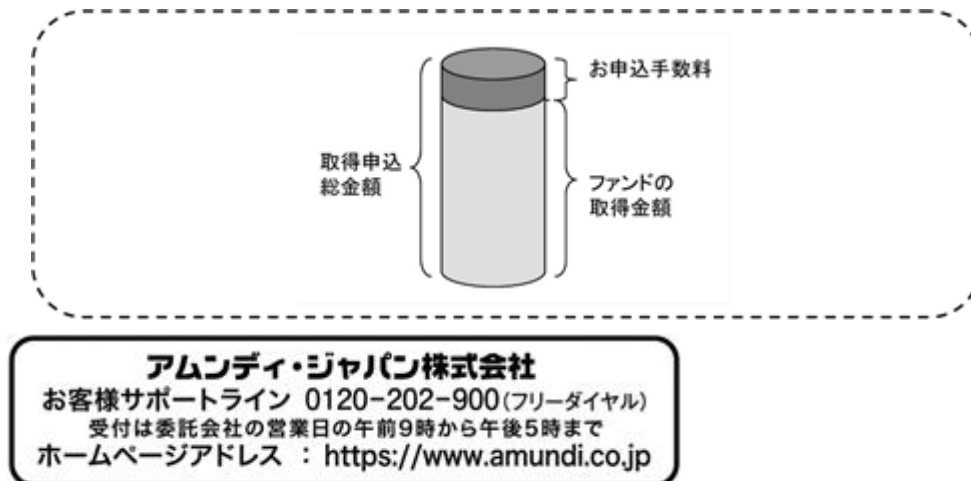
取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
2.2%（税抜2.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

詳しくは販売会社にお問合せください（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

- 1)委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.66%（税抜0.60%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

[信託報酬の配分]

支払先	料率(年率)	役務の内容
委託会社	0.20%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.30%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.10%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

- 2)信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

- 3)信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

上記の運用管理費用（信託報酬）は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定められた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

信託財産において資金借入れを行った場合、借入金の利息は、信託財産の中から支払います。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2019年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の

利子所得等および譲渡所得等も対象となります。)をすることができます(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

(注) ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

- * 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

(注) ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

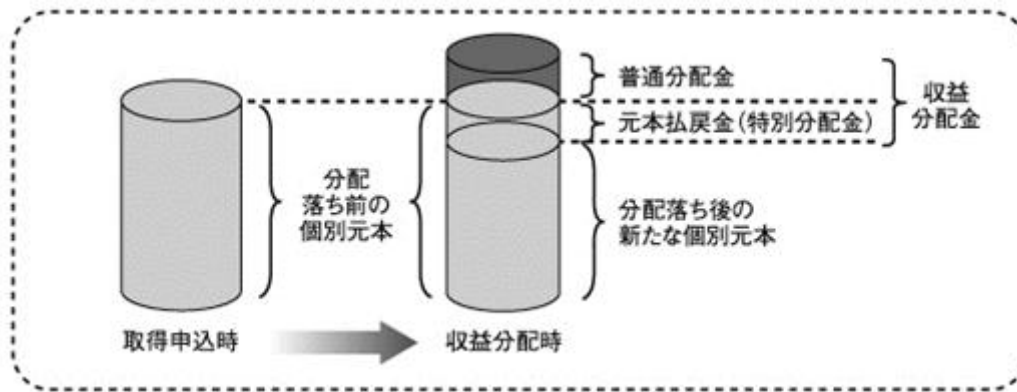
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2019年11月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,288,489,189	99.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		447,108	0.01
合計(純資産総額)		2,288,936,297	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

<参考情報>

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,447,249,240	96.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		156,205,635	3.39
合計(純資産総額)		4,603,454,875	100.00

その他の資産の投資状況

種類	国/地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪	東証株価指数先物	買建	6	円	101,883,300	101,820,000	2.21
株価指数先物取引	日本	大阪	ミニTOPIX先物	買建	31	円	52,464,660	52,607,000	1.14

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	りそな・日本株式インデックス・マザーファンド	1,160,138,492	1.9691	2,284,428,705	1.9726	2,288,489,189	99.98

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.98
合計		99.98

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄(評価額上位30銘柄)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	20,600	6,541.46	134,754,076	7,638.00	157,342,800	3.41
2	日本	株式	ソニー	電気機器	11,700	5,870.00	68,679,000	6,904.00	80,776,800	1.75
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	124,500	504.40	62,797,800	578.10	71,973,450	1.56
4	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	15,300	4,004.00	61,261,200	4,455.00	68,161,500	1.48
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	12,000	4,959.00	59,508,000	5,527.00	66,324,000	1.44
6	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	14,300	5,170.00	73,931,000	4,253.00	60,817,900	1.32
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,600	32,480.00	51,968,000	37,440.00	59,904,000	1.30
8	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	12,900	3,485.00	44,956,500	3,962.00	51,109,800	1.11
9	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	12,500	3,864.00	48,300,000	3,989.00	49,862,500	1.08
10	日本	株式	任天堂	その他製品	1,100	38,233.33	42,056,663	42,350.00	46,585,000	1.01
11	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	14,300	2,829.50	40,461,850	3,067.00	43,858,100	0.95
12	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	252,400	158.80	40,081,120	169.20	42,706,080	0.92
13	日本	株式	KDDI	情報・通信業	13,300	2,750.00	36,575,000	3,139.00	41,748,700	0.90
14	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	13,200	2,549.84	33,657,888	3,003.00	39,639,600	0.86
15	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	6,600	5,558.00	36,682,800	5,952.00	39,283,200	0.85
16	日本	株式	花王	化学	4,500	8,988.00	40,446,000	8,612.00	38,754,000	0.84
17	日本	株式	日立製作所	電気機器	8,900	3,737.96	33,267,844	4,300.00	38,270,000	0.83
18	日本	株式	HOYA	精密機器	3,800	7,896.00	30,004,800	9,990.00	37,962,000	0.82
19	日本	株式	ダイキン工業	機械	2,400	14,025.00	33,660,000	15,745.00	37,788,000	0.82
20	日本	株式	ファナック	電気機器	1,800	18,655.00	33,579,000	20,905.00	37,629,000	0.81
21	日本	株式	三菱商事	卸売業	13,000	2,933.00	38,129,000	2,866.00	37,258,000	0.80
22	日本	株式	第一三共	医薬品	5,400	5,469.00	29,532,600	6,862.00	37,054,800	0.80
23	日本	株式	信越化学工業	化学	3,100	9,479.69	29,387,039	11,710.00	36,301,000	0.78
24	日本	株式	日本電産	電気機器	2,200	14,540.43	31,988,946	16,190.00	35,618,000	0.77
25	日本	株式	村田製作所	電気機器	5,400	4,644.00	25,077,600	6,344.00	34,257,600	0.74
26	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	3,300	10,350.00	34,155,000	10,070.00	33,231,000	0.72
27	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1,500	22,615.00	33,922,500	22,095.00	33,142,500	0.71
28	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	13,000	2,015.00	26,195,000	2,388.00	31,044,000	0.67
29	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	16,600	1,509.50	25,057,700	1,867.50	31,000,500	0.67
30	日本	株式	キヤノン	電気機器	10,100	3,197.00	32,289,700	3,030.00	30,603,000	0.66

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.26
		建設業	2.72
		食料品	3.78
		繊維製品	0.56
		パルプ・紙	0.21
		化学	6.94
		医薬品	5.85
		石油・石炭製品	0.48
		ゴム製品	0.75
		ガラス・土石製品	0.78
		鉄鋼	0.74
		非鉄金属	0.71
		金属製品	0.52
		機械	4.94
		電気機器	13.73
		輸送用機器	7.54
		精密機器	2.25
		その他製品	2.24
		電気・ガス業	1.47
		陸運業	4.38
		海運業	0.16
		空運業	0.50
		倉庫・運輸関連業	0.18
		情報・通信業	8.30
		卸売業	4.83
		小売業	4.49
		銀行業	5.68
		証券、商品先物取引業	0.81
		保険業	2.21
その他金融業	1.11		
不動産業	2.31		
サービス業	4.95		
合計			96.60

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪	東証株価指数先物	買建	6	円	101,883,300	101,820,000	2.21
株価指数先物取引	日本	大阪	ミートOPIX先物	買建	31	円	52,464,660	52,607,000	1.14

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年11月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第6期計算期間末 (2010年11月19日)	1,612,376,721	1,612,376,721	0.8211	0.8211
第7期計算期間末 (2011年11月21日)	1,222,897,206	1,222,897,206	0.6883	0.6883
第8期計算期間末 (2012年11月19日)	1,349,069,853	1,349,069,853	0.7439	0.7439
第9期計算期間末 (2013年11月19日)	1,949,202,816	1,949,202,816	1.2226	1.2226
第10期計算期間末 (2014年11月19日)	1,863,372,846	1,863,372,846	1.3984	1.3984
第11期計算期間末 (2015年11月19日)	2,460,031,662	2,460,031,662	1.6222	1.6222
第12期計算期間末 (2016年11月21日)	2,248,137,751	2,248,137,751	1.4836	1.4836
第13期計算期間末 (2017年11月20日)	2,160,362,581	2,160,362,581	1.8352	1.8352
第14期計算期間末 (2018年11月19日)	2,496,744,050	2,496,744,050	1.7332	1.7332
第15期計算期間末 (2019年11月19日)	2,254,328,048	2,254,328,048	1.8283	1.8283
2018年11月末日	2,448,546,172	-	1.7645	-
12月末日	2,465,264,188	-	1.5832	-
2019年 1月末日	2,348,784,156	-	1.6598	-
2月末日	2,382,714,159	-	1.7019	-
3月末日	2,465,586,119	-	1.7022	-
4月末日	2,343,685,483	-	1.7289	-
5月末日	2,332,150,112	-	1.6157	-
6月末日	2,381,886,389	-	1.6594	-
7月末日	2,332,305,777	-	1.6732	-
8月末日	2,404,804,850	-	1.6153	-
9月末日	2,360,567,632	-	1.7123	-
10月末日	2,278,045,646	-	1.7973	-
11月末日	2,288,936,297	-	1.8309	-

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第6期計算期間	自 2009年11月20日 至 2010年11月19日	0.0000
第7期計算期間	自 2010年11月20日 至 2011年11月21日	0.0000
第8期計算期間	自 2011年11月22日 至 2012年11月19日	0.0000
第9期計算期間	自 2012年11月20日 至 2013年11月19日	0.0000
第10期計算期間	自 2013年11月20日 至 2014年11月19日	0.0000
第11期計算期間	自 2014年11月20日 至 2015年11月19日	0.0000
第12期計算期間	自 2015年11月20日 至 2016年11月21日	0.0000
第13期計算期間	自 2016年11月22日 至 2017年11月20日	0.0000
第14期計算期間	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	0.0000
第15期計算期間	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	0.0000

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第6期計算期間	自 2009年11月20日 至 2010年11月19日	5.1
第7期計算期間	自 2010年11月20日 至 2011年11月21日	16.2
第8期計算期間	自 2011年11月22日 至 2012年11月19日	8.1
第9期計算期間	自 2012年11月20日 至 2013年11月19日	64.4
第10期計算期間	自 2013年11月20日 至 2014年11月19日	14.4
第11期計算期間	自 2014年11月20日 至 2015年11月19日	16.0
第12期計算期間	自 2015年11月20日 至 2016年11月21日	8.5
第13期計算期間	自 2016年11月22日 至 2017年11月20日	23.7
第14期計算期間	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	5.6
第15期計算期間	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	5.5

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \div \left(\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \times 100$$

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第6期計算期間	自 2009年11月20日 至 2010年11月19日	324,863,398	499,032,432	1,963,582,566
第7期計算期間	自 2010年11月20日 至 2011年11月21日	227,754,837	414,525,229	1,776,812,174
第8期計算期間	自 2011年11月22日 至 2012年11月19日	527,629,772	490,911,429	1,813,530,517
第9期計算期間	自 2012年11月20日 至 2013年11月19日	2,223,325,748	2,442,598,587	1,594,257,678
第10期計算期間	自 2013年11月20日 至 2014年11月19日	1,205,699,524	1,467,413,052	1,332,544,150
第11期計算期間	自 2014年11月20日 至 2015年11月19日	2,038,464,926	1,854,554,427	1,516,454,649
第12期計算期間	自 2015年11月20日 至 2016年11月21日	1,149,299,836	1,150,460,463	1,515,294,022
第13期計算期間	自 2016年11月22日 至 2017年11月20日	1,298,447,166	1,636,543,538	1,177,197,650
第14期計算期間	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	1,346,909,397	1,083,528,341	1,440,578,706
第15期計算期間	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	1,079,415,797	1,286,965,102	1,233,029,401

(注) 全て本邦内におけるものです。

(参考情報)

運用実績

2019年11月末日現在

◎基準価額・純資産の推移、分配の推移



基準価額と純資産総額

基準価額	18,309円
純資産総額	22.9億円

分配の推移

決算日	分配金(円)
11期(2015年11月19日)	0
12期(2016年11月21日)	0
13期(2017年11月20日)	0
14期(2018年11月19日)	0
15期(2019年11月19日)	0
設定来累計	0

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

*ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入上位10業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

資産配分

	比率(%)
国内株式	96.59
現金・他	3.41
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
*現金・他には未払諸費用等を含みます。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とまらない場合があります。

その他の資産

	比率(%)
先物	3.35

*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

組入上位10銘柄

(りそな・日本株式インデックス・マザーファンド)

	銘柄名	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.42
2	ソニー	電気機器	1.75
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.56
4	武田薬品工業	医薬品	1.48
5	日本電信電話	情報・通信業	1.44
6	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.32
7	キーエンス	電気機器	1.30
8	リクルートホールディングス	サービス業	1.11
9	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.08
10	任天堂	その他製品	1.01

*比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

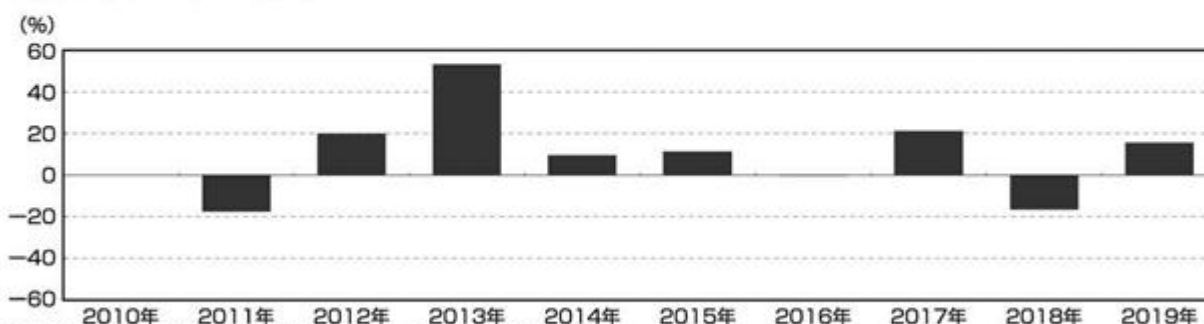
組入上位10業種

(りそな・日本株式インデックス・マザーファンド)

	業種	比率(%)
1	電気機器	13.73
2	情報・通信業	8.31
3	輸送用機器	7.55
4	化学	6.94
5	医薬品	5.86
6	銀行業	5.68
7	サービス業	4.95
8	機械	4.95
9	卸売業	4.83
10	小売業	4.49

*比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

*2019年は年初から11月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

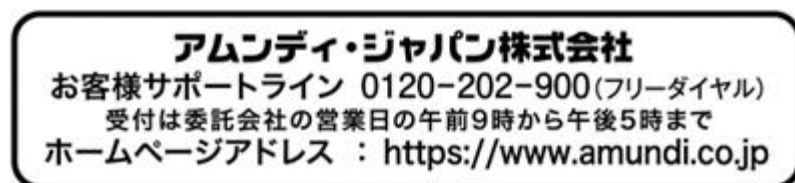
1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。ただし、前記所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額をお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は、販売会社により異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとなります。ただし、販売会社によって取扱う申込コース、申込単位および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。
- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとし、ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとし、

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金（解約）を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が個別に定める口数および解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金（解約）ができます。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約請求のお申込みの受付は原則として毎営業日の午後3時までとします。前記所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。解約請求の申込締切時間は、販売会社により異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

- (2) 受益者が換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- (3) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の基準価額とします。なお、解約代金は受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

解約価額は、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。

- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができるものとし、
- (6) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
- (7) 委託会社の判断により、一定の金額を超える解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

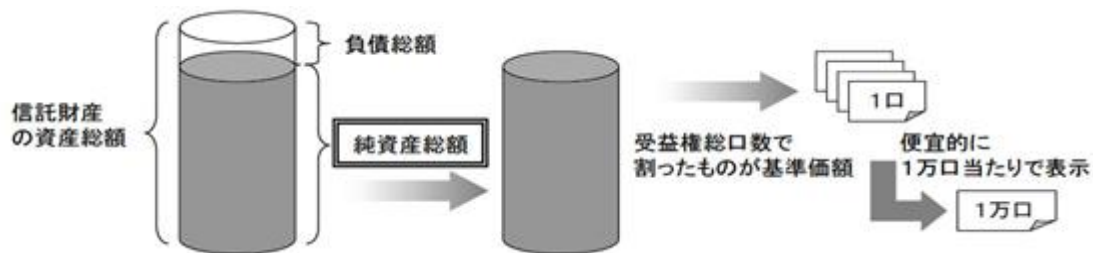
基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券は除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日に取引所が発表する清算値段で評価します。
投資信託受益証券 （親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。お問合せ先につきましては、「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口あたりで表示されます。



追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5)その他 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

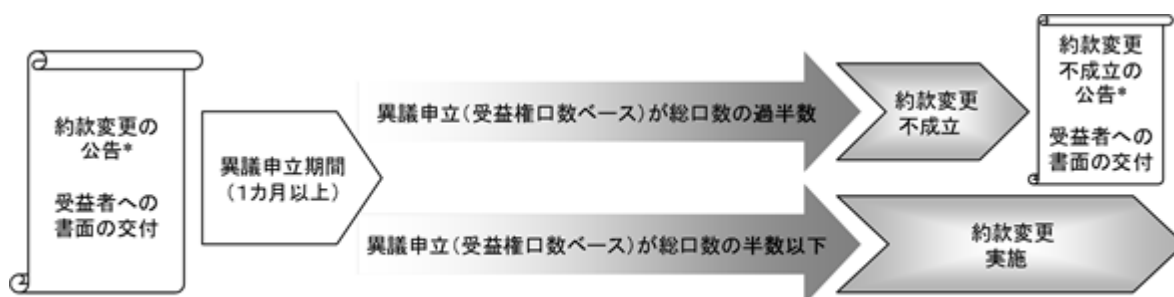
償還金

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から販売会社で支払います。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* すべての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「信託約款の変更」の（イ）から（二）の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書

委託会社は、毎年11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

信託の終了

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A．信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

B．やむを得ない事情が発生したとき

C．信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が10億口を下回ることとなったとき

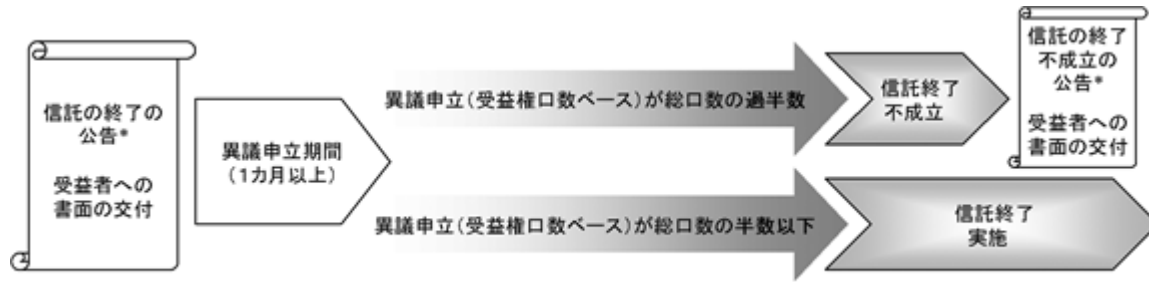
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）（イ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 信託の終了の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(八) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A．委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C．監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「 信託約款の変更 (二) 」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 前記「 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い 」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドの有価証券報告書を計算期間終了後3カ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(2018年11月20日から2019年11月19日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

りそな・TOPIXオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期計算期間末 (2018年11月19日)	第15期計算期間末 (2019年11月19日)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,515,570	-
コール・ローン	-	17,012,470
親投資信託受益証券	2,495,753,646	2,253,286,532
未収入金	-	6,880,000
流動資産合計	2,505,269,216	2,277,179,002
資産合計	2,505,269,216	2,277,179,002
負債の部		
流動負債		
未払解約金	180,256	14,320,289
未払受託者報酬	1,270,006	1,288,344
未払委託者報酬	6,349,981	6,441,625
未払利息	-	41
その他未払費用	724,923	800,655
流動負債合計	8,525,166	22,850,954
負債合計	8,525,166	22,850,954
純資産の部		
元本等		
元本	1,440,578,706	1,233,029,401
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,056,165,344	1,021,298,647
(分配準備積立金)	152,809,910	160,255,416
元本等合計	2,496,744,050	2,254,328,048
純資産合計	2,496,744,050	2,254,328,048
負債純資産合計	2,505,269,216	2,277,179,002

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第14期計算期間 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	第15期計算期間 自 2018年11月20日 至 2019年11月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	94,134,825	161,301,718
営業収益合計	94,134,825	161,301,718
営業費用		
支払利息	8,039	7,161
受託者報酬	2,473,813	2,563,232
委託者報酬	12,368,957	12,815,977
その他費用	1,049,139	1,129,313
営業費用合計	15,899,948	16,515,683
営業利益又は営業損失()	110,034,773	144,786,035
経常利益又は経常損失()	110,034,773	144,786,035
当期純利益又は当期純損失()	110,034,773	144,786,035
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	19,413,122	19,450,946
期首剰余金又は期首欠損金()	983,164,931	1,056,165,344
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,111,587,630	704,410,056
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,111,587,630	704,410,056
剰余金減少額又は欠損金増加額	909,139,322	903,513,734
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	909,139,322	903,513,734
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,056,165,344	1,021,298,647

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期計算期間末 (2018年11月19日)	第15期計算期間末 (2019年11月19日)
1. 期首元本額	1,177,197,650円	1,440,578,706円
期中追加設定元本額	1,346,909,397円	1,079,415,797円
期中一部解約元本額	1,083,528,341円	1,286,965,102円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,440,578,706口	1,233,029,401口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期計算期間 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日		第15期計算期間 自 2018年11月20日 至 2019年11月19日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は 1,357,141,386円(1万口当たり9,420円)ですが、 分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の 配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法 によっております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は 1,264,020,909円(1万口当たり10,251円)です が、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託 の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する 方法によっております。	
A	費用控除後の配当等収益額 33,232,466円	A	費用控除後の配当等収益額 47,727,665円
B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 50,886,770円
C	収益調整金額 1,204,331,476円	C	収益調整金額 1,103,765,493円
D	分配準備積立金額 119,577,444円	D	分配準備積立金額 61,640,981円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,357,141,386円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,264,020,909円
F	当ファンドの期末残存受益権 口数 1,440,578,706口	F	当ファンドの期末残存受益権 口数 1,233,029,401口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 9,420円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 10,251円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額(F×H/10,000) 0円	I	分配金額(F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第14期計算期間 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	第15期計算期間 自 2018年11月20日 至 2019年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であり、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を行っております。一般的な株価指数先物取引に係る主要なリスクとして、株価指数の変動による価格変動リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にはリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期計算期間末 (2018年11月19日)	第15期計算期間末 (2019年11月19日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期計算期間末 (2018年11月19日)	第15期計算期間末 (2019年11月19日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	112,226,956	177,762,426
合計	112,226,956	177,762,426

（デリバティブ取引等に関する注記）
第14期計算期間末（2018年11月19日）
該当事項はありません。

第15期計算期間末（2019年11月19日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第14期計算期間（自 2017年11月21日 至 2018年11月19日）
該当事項はありません。

第15期計算期間（自 2018年11月20日 至 2019年11月19日）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第14期計算期間末 (2018年11月19日)	第15期計算期間末 (2019年11月19日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7332円 (17,332円)	1.8283円 (18,283円)

（4）【附属明細表】
第1 有価証券明細表
株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	りそな・日本株式インデックス・マザーファンド	1,144,148,742	2,253,286,532	
			1,144,148,742	2,253,286,532	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	100.0%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			2,253,286,532	
合計				2,253,286,532	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2018年11月19日）	（2019年11月19日）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	318,578,537	
コール・ローン		100,862,330
株式	13,415,983,570	4,442,416,190
派生商品評価勘定	6,973,308	1,438,900
未収入金	603,328	
未収配当金	120,634,162	49,328,205
差入委託証拠金	14,076,000	3,936,000
流動資産合計	13,876,848,905	4,597,981,625
資産合計	13,876,848,905	4,597,981,625
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,815,610	178,960
前受金	2,623,750	1,716,000
未払解約金	30,450,000	7,320,000
未払利息		248
流動負債合計	34,889,360	9,215,208
負債合計	34,889,360	9,215,208
純資産の部		
元本等		
元本	7,466,242,908	2,330,037,691
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	6,375,716,637	2,258,728,726
元本等合計	13,841,959,545	4,588,766,417
純資産合計	13,841,959,545	4,588,766,417
負債純資産合計	13,876,848,905	4,597,981,625

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2018年11月19日)	(2019年11月19日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,542,686,869円	7,466,242,908円
同期中における追加設定元本額	1,622,781,872円	968,886,252円
同期中における一部解約元本額	5,699,225,833円	6,105,091,469円
同期末における元本の内訳		
りそな・TOPIXオープン	1,346,218,052円	1,144,148,742円
SG 日本株式インデックスVAD 2 (適格機関投資家専用)	5,048,138,742円	248,812,242円
SG 日本株式インデックスVAD (適格機関投資家専用)	513,973,919円	434,061,773円
SG 日本株式インデックスVA (適格機関投資家専用)	149,522,130円	133,409,206円
SG 日本株式インデックスVAT (適格機関投資家限定)	7,367,176円	円
SG 日本株式インデックスVAI (適格機関投資家専用)	401,022,889円	369,605,728円
合計	7,466,242,908円	2,330,037,691円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	7,466,242,908口	2,330,037,691口

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日	自 2018年11月20日 至 2019年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

.金融商品の時価等に関する事項

項目	（2018年11月19日）	（2019年11月19日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （2）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （3）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （2）有価証券 同左 （3）デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）.金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2018年11月19日)	(2019年11月19日)
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	1,390,309,526	357,920,349
合計	1,390,309,526	357,920,349

(注) 当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間(2018年5月22日から2018年11月19日及び2019年5月21日から2019年11月19日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

(2018年11月19日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	ミニTOPIX先物	47,483,250		47,516,500	33,250
	東証株価指数先物	371,715,000		376,855,000	5,140,000
	合計	419,198,250		424,371,500	5,173,250

(2019年11月19日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	ミニTOPIX先物	10,221,000		10,176,000	45,000
	東証株価指数先物	134,370,000		135,680,000	1,310,000
	合計	144,591,000		145,856,000	1,265,000

(注)時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日(本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ)に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自2017年11月21日 至 2018年11月19日)

該当事項はありません。

(自2018年11月20日 至 2019年11月19日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2018年11月19日)	(2019年11月19日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8539円 (18,539円)	1.9694円 (19,694円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	2,700	641.00	1,730,700	
	マルハニチロ	400	2,924.00	1,169,600	
	サカタのタネ	300	3,670.00	1,101,000	
	国際石油開発帝石	10,300	1,020.50	10,511,150	
	石油資源開発	400	2,903.00	1,161,200	
	ショーボンドホールディングス	200	4,265.00	853,000	
	ミライト・ホールディングス	300	1,712.00	513,600	
	タマホーム	300	1,995.00	598,500	
	サンヨーホームズ	300	669.00	200,700	
	安藤・間	1,800	948.00	1,706,400	
	東急建設	800	823.00	658,400	
	コムシスホールディングス	900	3,205.00	2,884,500	
	大成建設	1,900	4,175.00	7,932,500	
	大林組	6,100	1,179.00	7,191,900	
	清水建設	6,400	1,078.00	6,899,200	
	飛鳥建設	200	1,426.00	285,200	
	長谷工コーポレーション	2,800	1,422.00	3,981,600	
	鹿島建設	5,000	1,428.00	7,140,000	
	不動テトラ	500	1,549.00	774,500	
	大末建設	500	971.00	485,500	
	鉄建建設	200	2,966.00	593,200	
	西松建設	400	2,411.00	964,400	
	三井住友建設	2,100	596.00	1,251,600	
	前田建設工業	1,200	983.00	1,179,600	
	ナカノフドー建設	1,000	475.00	475,000	
	奥村組	300	2,947.00	884,100	
	東鉄工業	200	3,300.00	660,000	
	戸田建設	1,400	680.00	952,000	
	熊谷組	500	3,290.00	1,645,000	
	矢作建設工業	300	767.00	230,100	
	ピーエス三菱	1,000	706.00	706,000	
	大東建託	700	13,685.00	9,579,500	
	NIPPPO	600	2,229.00	1,337,400	
	前田道路	500	2,434.00	1,217,000	
	五洋建設	1,400	638.00	893,200	
	福田組	200	4,820.00	964,000	
	住友林業	1,500	1,565.00	2,347,500	
	日本基礎技術	500	410.00	205,000	
	巴コーポレーション	100	424.00	42,400	
	大和ハウス工業	5,800	3,362.00	19,499,600	
	ライト工業	700	1,598.00	1,118,600	
	積水ハウス	6,300	2,358.00	14,855,400	
	中電工	300	2,549.00	764,700	
	関電工	800	1,076.00	860,800	
	きんでん	1,100	1,670.00	1,837,000	
	東京エネシス	1,000	944.00	944,000	
	日本電設工業	300	2,267.00	680,100	

協和エクシオ	600	2,840.00	1,704,000
新日本空調	300	2,237.00	671,100
九電工	500	3,630.00	1,815,000
三機工業	700	1,454.00	1,017,800
日揮ホールディングス	1,700	1,696.00	2,883,200
中外炉工業	100	1,777.00	177,700
ヤマト	1,100	746.00	820,600
太平電業	300	2,332.00	699,600
高砂熱学工業	500	1,912.00	956,000
明星工業	1,300	913.00	1,186,900
大気社	300	3,645.00	1,093,500
ダイダン	400	2,647.00	1,058,800
東芝プラントシステム	600	2,664.00	1,598,400
OSJBホールディングス	2,800	274.00	767,200
レイズネクスト	800	1,215.00	972,000
日本製粉	500	1,734.00	867,000
日清製粉グループ本社	2,100	2,189.00	4,596,900
昭和産業	100	3,190.00	319,000
森永製菓	500	5,730.00	2,865,000
江崎グリコ	600	5,120.00	3,072,000
山崎製パン	1,800	1,937.00	3,486,600
モロゾフ	100	5,000.00	500,000
亀田製菓	100	5,060.00	506,000
寿スピリッツ	200	7,780.00	1,556,000
カルビー	1,100	3,580.00	3,938,000
森永乳業	300	4,635.00	1,390,500
ヤクルト本社	1,300	6,310.00	8,203,000
明治ホールディングス	1,200	7,440.00	8,928,000
雪印メグミルク	400	2,659.00	1,063,600
プリマハム	100	2,581.00	258,100
日本ハム	800	4,795.00	3,836,000
丸大食品	100	2,405.00	240,500
S Foods	300	3,015.00	904,500
伊藤ハム米久ホールディングス	1,300	702.00	912,600
サッポロホールディングス	600	2,635.00	1,581,000
アサヒグループホールディングス	4,000	5,275.00	21,100,000
キリンホールディングス	8,000	2,481.50	19,852,000
宝ホールディングス	1,300	1,088.00	1,414,400
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	1,500	2,714.00	4,071,000
サントリー食品インターナショナル	1,400	4,780.00	6,692,000
ダイドーグループホールディングス	300	4,550.00	1,365,000
伊藤園	700	5,390.00	3,773,000
ジャパンフーズ	400	1,234.00	493,600
日清オイリオグループ	100	4,055.00	405,500
不二製油グループ本社	300	3,235.00	970,500
キッコーマン	1,200	5,600.00	6,720,000
味の素	4,400	1,828.00	8,043,200
キューピー	1,300	2,485.00	3,230,500
ハウス食品グループ本社	900	3,885.00	3,496,500
カゴメ	1,000	2,730.00	2,730,000
アリアケジャパン	200	8,030.00	1,606,000
ニチレイ	600	2,537.00	1,522,200
東洋水産	1,000	4,770.00	4,770,000
日清食品ホールディングス	800	8,340.00	6,672,000
ロック・フィールド	200	1,520.00	304,000
日本たばこ産業	10,900	2,488.50	27,124,650
ユーグレナ	600	788.00	472,800
ゲンゼ	100	5,190.00	519,000
東洋紡	900	1,593.00	1,433,700

ユニチカ	1,800	370.00	666,000
倉敷紡績	100	2,582.00	258,200
シキボウ	500	949.00	474,500
日本毛織	500	1,082.00	541,000
帝国繊維	100	2,013.00	201,300
帝人	1,800	2,064.00	3,715,200
東レ	12,100	738.20	8,932,220
日本フェルト	1,400	494.00	691,600
イチカワ	400	1,533.00	613,200
日東製網	300	1,598.00	479,400
アツギ	500	817.00	408,500
ワコールホールディングス	400	2,888.00	1,155,200
ホギメディカル	200	3,610.00	722,000
ナイガイ	1,000	444.00	444,000
ゴールドウイン	400	7,440.00	2,976,000
デサント	900	1,546.00	1,391,400
王子ホールディングス	8,300	617.00	5,121,100
日本製紙	400	1,881.00	752,400
大王製紙	800	1,494.00	1,195,200
レンゴー	1,800	794.00	1,429,200
ザ・パック	300	3,790.00	1,137,000
クラレ	2,700	1,323.00	3,572,100
旭化成	11,400	1,201.50	13,697,100
共和レザー	300	807.00	242,100
昭和電工	1,200	3,135.00	3,762,000
住友化学	14,800	509.00	7,533,200
住友精化	200	3,690.00	738,000
日産化学	1,100	4,485.00	4,933,500
クレハ	200	6,710.00	1,342,000
テイカ	500	1,962.00	981,000
石原産業	300	1,193.00	357,900
片倉コープアグリ	200	1,182.00	236,400
日本曹達	300	2,949.00	884,700
東ソー	2,700	1,622.00	4,379,400
トクヤマ	700	2,976.00	2,083,200
セントラル硝子	400	2,693.00	1,077,200
東亜合成	1,400	1,249.00	1,748,600
大阪ソーダ	400	3,035.00	1,214,000
デンカ	700	3,335.00	2,334,500
信越化学工業	3,200	11,725.00	37,520,000
堺化学工業	100	2,576.00	257,600
エア・ウォーター	1,600	2,082.00	3,331,200
大陽日酸	1,500	2,602.00	3,903,000
日本パーカライズン	1,100	1,195.00	1,314,500
チタン工業	300	2,628.00	788,400
ステラ ケミファ	200	3,285.00	657,000
日本触媒	300	6,810.00	2,043,000
カネカ	600	3,645.00	2,187,000
三菱瓦斯化学	1,500	1,639.00	2,458,500
三井化学	1,600	2,660.00	4,256,000
J S R	1,500	1,988.00	2,982,000
東京応化工業	300	3,960.00	1,188,000
三菱ケミカルホールディングス	12,900	835.10	10,772,790
K Hネオケム	500	2,486.00	1,243,000
ダイセル	2,300	1,098.00	2,525,400
住友ベークライト	300	4,555.00	1,366,500
積水化学工業	4,000	1,889.00	7,556,000
日本ゼオン	1,500	1,399.00	2,098,500
アイカ工業	500	3,400.00	1,700,000
宇部興産	800	2,352.00	1,881,600

積水樹脂	300	2,347.00	704,100
旭有機材	600	1,749.00	1,049,400
日立化成	700	3,400.00	2,380,000
ニチバン	400	1,941.00	776,400
積水化成成品工業	200	808.00	161,600
タイガースポリマー	1,300	585.00	760,500
ダイキョーニシカフ	1,000	866.00	866,000
日本化薬	1,500	1,363.00	2,044,500
カーリットホールディングス	300	625.00	187,500
A D E K A	1,200	1,686.00	2,023,200
日油	700	3,660.00	2,562,000
新日本理化	4,000	219.00	876,000
花王	4,500	8,424.00	37,908,000
三洋化成工業	100	5,410.00	541,000
日本ペイントホールディングス	1,500	6,110.00	9,165,000
関西ペイント	2,200	2,719.00	5,981,800
神東塗料	2,000	193.00	386,000
中国塗料	500	1,031.00	515,500
日本特殊塗料	200	1,436.00	287,200
太陽ホールディングス	300	4,275.00	1,282,500
D I C	700	2,995.00	2,096,500
サカタインクス	200	1,177.00	235,400
東洋インキ S Cホールディングス	400	2,682.00	1,072,800
富士フイルムホールディングス	3,700	5,178.00	19,158,600
資生堂	3,700	8,040.00	29,748,000
ライオン	2,500	2,174.00	5,435,000
高砂香料工業	300	2,543.00	762,900
マンダム	700	2,905.00	2,033,500
ミルボン	100	6,010.00	601,000
ファンケル	900	3,055.00	2,749,500
コーセー	300	17,620.00	5,286,000
ポーラ・オルビスホールディングス	700	2,580.00	1,806,000
ノエビアホールディングス	300	6,160.00	1,848,000
アジュバンコスメジャパン	500	952.00	476,000
エステー	400	1,661.00	664,400
コニシ	800	1,497.00	1,197,600
星光 P M C	100	1,006.00	100,600
小林製薬	500	8,810.00	4,405,000
日本高純度化学	100	2,635.00	263,500
タカラバイオ	500	2,163.00	1,081,500
J C U	500	2,704.00	1,352,000
クミアイ化学工業	400	1,011.00	404,400
有沢製作所	300	996.00	298,800
日東電工	1,300	6,180.00	8,034,000
きもと	3,700	181.00	669,700
藤森工業	100	3,515.00	351,500
エフピコ	100	6,520.00	652,000
信越ポリマー	300	972.00	291,600
東リ	2,000	302.00	604,000
ニフコ	600	3,005.00	1,803,000
バルカー	100	2,562.00	256,200
ユニ・チャーム	3,500	3,406.00	11,921,000
協和キリン	1,900	2,231.00	4,238,900
武田薬品工業	15,300	4,562.00	69,798,600
アステラス製薬	16,600	1,832.50	30,419,500
大日本住友製薬	1,700	2,001.00	3,401,700
塩野義製薬	2,500	6,363.00	15,907,500
田辺三菱製薬	2,400	1,638.00	3,931,200
日本新薬	500	9,650.00	4,825,000
中外製薬	2,000	9,271.00	18,542,000

科研製薬	300	5,820.00	1,746,000
エーザイ	2,200	7,686.00	16,909,200
ロート製薬	1,100	3,485.00	3,833,500
小野薬品工業	4,400	2,407.00	10,590,800
久光製薬	600	5,220.00	3,132,000
持田製薬	300	4,420.00	1,326,000
参天製薬	3,500	2,054.00	7,189,000
ツムラ	600	3,185.00	1,911,000
日医工	700	1,272.00	890,400
キッセイ薬品工業	200	2,849.00	569,800
JCRファーマ	100	8,990.00	899,000
東和薬品	200	2,752.00	550,400
沢井製薬	400	6,410.00	2,564,000
ゼリア新薬工業	600	2,090.00	1,254,000
第一三共	5,400	6,822.00	36,838,800
キョーリン製薬ホールディングス	400	1,853.00	741,200
大塚ホールディングス	3,500	4,851.00	16,978,500
大正製薬ホールディングス	400	7,820.00	3,128,000
ペプチドリーム	1,000	5,040.00	5,040,000
ビーピー・カストロール	100	1,531.00	153,100
出光興産	2,200	3,000.00	6,600,000
JXTGホールディングス	29,600	492.60	14,580,960
コスモエネルギーホールディングス	500	2,304.00	1,152,000
横浜ゴム	1,300	2,299.00	2,988,700
TOYO TIRE	1,100	1,547.00	1,701,700
ブリヂストン	5,800	4,349.00	25,224,200
住友ゴム工業	2,000	1,385.00	2,770,000
ニッタ	300	3,200.00	960,000
三ツ星ベルト	400	2,120.00	848,000
バンドー化学	400	958.00	383,200
AGC	2,000	4,010.00	8,020,000
日本板硝子	400	646.00	258,400
日本電気硝子	700	2,365.00	1,655,500
オハラ	300	1,500.00	450,000
住友大阪セメント	500	4,735.00	2,367,500
太平洋セメント	1,300	3,225.00	4,192,500
日本コンクリート工業	1,500	273.00	409,500
東海カーボン	2,000	1,063.00	2,126,000
ノリタケカンパニーリミテド	200	4,590.00	918,000
TOTO	1,400	4,660.00	6,524,000
日本碍子	2,300	1,795.00	4,128,500
日本特殊陶業	1,200	2,165.00	2,598,000
ダントーホールディングス	4,000	112.00	448,000
ニチアス	500	2,512.00	1,256,000
ニチハ	300	3,010.00	903,000
日本製鉄	8,700	1,580.50	13,750,350
神戸製鋼所	3,900	551.00	2,148,900
ジェイ エフ イー ホールディングス	4,900	1,300.00	6,370,000
東京製鉄	1,900	832.00	1,580,800
大和工業	400	2,708.00	1,083,200
淀川製鋼所	100	2,101.00	210,100
丸一鋼管	600	3,240.00	1,944,000
大同特殊鋼	300	5,150.00	1,545,000
日本冶金工業	100	2,341.00	234,100
山陽特殊製鋼	500	1,503.00	751,500
日立金属	2,300	1,450.00	3,335,000
日本金属	200	961.00	192,200
シンニッタン	700	442.00	309,400
日本軽金属ホールディングス	6,300	233.00	1,467,900
三井金属鉱業	600	2,725.00	1,635,000

三菱マテリアル	1,200	3,010.00	3,612,000
住友金属鉱山	2,300	3,301.00	7,592,300
DOWAホールディングス	500	3,965.00	1,982,500
古河機械金属	100	1,532.00	153,200
UACJ	100	2,458.00	245,800
古河電気工業	600	2,994.00	1,796,400
住友電気工業	7,000	1,538.50	10,769,500
フジクラ	3,500	459.00	1,606,500
アサヒホールディングス	500	2,533.00	1,266,500
宮地エンジニアリンググループ	200	2,114.00	422,800
SUMCO	2,200	1,695.00	3,729,000
東洋製罐グループホールディングス	1,500	1,923.00	2,884,500
横河ブリッジホールディングス	700	1,929.00	1,350,300
三和ホールディングス	1,800	1,264.00	2,275,200
LIXILグループ	3,100	2,023.00	6,271,300
日本フィルコン	600	561.00	336,600
リンナイ	300	8,550.00	2,565,000
ダイニチ工業	600	693.00	415,800
岡部	1,000	923.00	923,000
東プレ	200	1,820.00	364,000
高周波熱錬	1,200	908.00	1,089,600
モリテック スチール	600	423.00	253,800
パイオラックス	300	2,182.00	654,600
日本発條	1,700	956.00	1,625,200
日本ドライケミカル	400	1,300.00	520,000
日本製鋼所	600	2,248.00	1,348,800
三浦工業	800	3,650.00	2,920,000
タクマ	1,300	1,229.00	1,597,700
ツガミ	1,000	1,037.00	1,037,000
オークマ	100	6,150.00	615,000
東芝機械	400	2,706.00	1,082,400
アマダホールディングス	2,400	1,238.00	2,971,200
アイダエンジニアリング	500	980.00	490,000
滝澤鉄工所	300	1,401.00	420,300
FUJII	700	2,009.00	1,406,300
牧野フライス製作所	300	5,290.00	1,587,000
オーエスジー	800	2,282.00	1,825,600
ダイジェット工業	300	1,487.00	446,100
DMG森精機	1,100	1,733.00	1,906,300
ディスコ	200	23,740.00	4,748,000
パンチ工業	800	550.00	440,000
エンシュウ	600	1,377.00	826,200
島精機製作所	300	2,777.00	833,100
NCホールディングス	800	549.00	439,200
やまびこ	700	1,147.00	802,900
ナブテスコ	1,000	3,345.00	3,345,000
三井海洋開発	100	2,525.00	252,500
SMC	600	48,440.00	29,064,000
ユニオンツール	100	3,285.00	328,500
日本エアテック	800	707.00	565,600
小松製作所	8,500	2,602.00	22,117,000
住友重機械工業	900	3,140.00	2,826,000
日立建機	700	2,785.00	1,949,500
日工	1,000	709.00	709,000
井関農機	600	1,620.00	972,000
クボタ	10,000	1,687.50	16,875,000
月島機械	800	1,708.00	1,366,400
東京機械製作所	900	367.00	330,300
新東工業	100	1,032.00	103,200
小森コーポレーション	1,100	1,172.00	1,289,200

酒井重工業	200	3,095.00	619,000
荏原製作所	800	3,300.00	2,640,000
ダイキン工業	2,400	15,490.00	37,176,000
栗田工業	1,100	3,090.00	3,399,000
椿本チエイン	200	3,800.00	760,000
ダイフク	1,000	6,200.00	6,200,000
サムコ	400	1,130.00	452,000
タダノ	800	1,035.00	828,000
フジテック	600	1,690.00	1,014,000
C K D	300	1,830.00	549,000
キトー	300	1,655.00	496,500
平和	800	2,298.00	1,838,400
S A N K Y O	400	3,775.00	1,510,000
福島工業	300	3,690.00	1,107,000
オーイズミ	800	600.00	480,000
アマノ	500	3,215.00	1,607,500
サンデンホールディングス	1,300	829.00	1,077,700
マックス	100	2,190.00	219,000
グローリー	400	3,385.00	1,354,000
大和冷機工業	500	1,267.00	633,500
セガサミーホールディングス	1,900	1,587.00	3,015,300
日本ピストンリング	100	1,441.00	144,100
T P R	500	2,099.00	1,049,500
ツバキ・ナカシマ	700	1,807.00	1,264,900
ホシザキ	500	9,560.00	4,780,000
日本精工	3,300	1,049.00	3,461,700
N T N	5,300	335.00	1,775,500
ジェイテクト	1,800	1,395.00	2,511,000
不二越	100	5,080.00	508,000
T H K	1,200	2,989.00	3,586,800
イーグル工業	400	1,124.00	449,600
前澤工業	1,800	398.00	716,400
日本ピラー工業	700	1,451.00	1,015,700
キッツ	1,900	758.00	1,440,200
マキタ	2,300	3,625.00	8,337,500
日立造船	300	415.00	124,500
三菱重工業	3,100	4,273.00	13,246,300
I H I	1,600	2,552.00	4,083,200
スター精密	700	1,522.00	1,065,400
日清紡ホールディングス	1,600	992.00	1,587,200
イビデン	900	2,536.00	2,282,400
コニカミノルタ	4,300	733.00	3,151,900
ブラザー工業	2,500	2,228.00	5,570,000
ミネベアミツミ	3,400	2,096.00	7,126,400
日立製作所	8,900	4,093.00	36,427,700
三菱電機	18,800	1,519.00	28,557,200
富士電機	1,200	3,295.00	3,954,000
安川電機	2,000	4,105.00	8,210,000
明電舎	200	2,084.00	416,800
山洋電気	100	5,320.00	532,000
東芝テック	400	4,140.00	1,656,000
マブチモーター	500	4,380.00	2,190,000
日本電産	2,200	15,975.00	35,145,000
ダブル・スコープ	1,300	594.00	772,200
J V C ケンウッド	4,700	274.00	1,287,800
日新電機	800	1,145.00	916,000
オムロン	1,700	6,560.00	11,152,000
日東工業	300	2,342.00	702,600
I D E C	400	2,312.00	924,800
ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,000	2,222.00	2,222,000

メルコホールディングス	100	3,010.00	301,000
日本電気	2,400	4,400.00	10,560,000
富士通	1,800	9,809.00	17,656,200
沖電気工業	800	1,531.00	1,224,800
サンケン電気	100	3,175.00	317,500
ナカヨ	400	1,715.00	686,000
ルネサスエレクトロニクス	8,400	728.00	6,115,200
セイコーエプソン	2,600	1,578.00	4,102,800
ワコム	2,500	440.00	1,100,000
アルバック	200	4,360.00	872,000
アクセル	1,200	671.00	805,200
E I Z O	300	4,180.00	1,254,000
日本信号	900	1,267.00	1,140,300
能美防災	200	2,266.00	453,200
エレコム	400	4,095.00	1,638,000
パナソニック	21,500	1,001.50	21,532,250
シャープ	1,600	1,695.00	2,712,000
アンリツ	1,400	2,125.00	2,975,000
富士通ゼネラル	800	2,052.00	1,641,600
ソニー	11,700	6,755.00	79,033,500
T D K	900	11,240.00	10,116,000
タムラ製作所	1,500	649.00	973,500
アルプスアルパイン	1,600	2,393.00	3,828,800
鈴木	800	804.00	643,200
フォスター電機	400	2,010.00	804,000
ティアック	1,400	218.00	305,200
ホシデン	1,200	1,292.00	1,550,400
ヒロセ電機	300	13,630.00	4,089,000
日本航空電子工業	500	2,130.00	1,065,000
マクセルホールディングス	900	1,500.00	1,350,000
古野電気	300	1,228.00	368,400
アイコム	200	2,710.00	542,000
横河電機	1,600	1,856.00	2,969,600
新電元工業	100	3,695.00	369,500
アズビル	1,200	3,185.00	3,822,000
日本光電工業	600	2,949.00	1,769,400
共和電業	1,100	424.00	466,400
堀場製作所	300	7,330.00	2,199,000
アドバンテスト	1,400	5,560.00	7,784,000
小野測器	1,200	531.00	637,200
キーエンス	1,600	36,560.00	58,496,000
日置電機	300	3,770.00	1,131,000
シスメックス	1,300	7,764.00	10,093,200
日本マイクロニクス	400	1,173.00	469,200
オプテックスグループ	100	1,580.00	158,000
レーザーテック	400	8,840.00	3,536,000
スタンレー電気	1,100	3,000.00	3,300,000
ウシオ電機	700	1,649.00	1,154,300
岡谷電機産業	1,300	379.00	492,700
ヘリオス テクノ ホールディング	800	486.00	388,800
日本セラミック	200	2,809.00	561,800
古河電池	1,300	777.00	1,010,100
双信電機	1,300	452.00	587,600
日本電子	400	3,010.00	1,204,000
カシオ計算機	1,900	1,986.00	3,773,400
ファナック	1,800	20,820.00	37,476,000
ローム	900	8,770.00	7,893,000
浜松ホトニクス	1,200	4,585.00	5,502,000
新光電気工業	600	1,117.00	670,200
京セラ	2,600	7,039.00	18,301,400

太陽誘電	700	2,845.00	1,991,500
村田製作所	5,400	6,172.00	33,328,800
双葉電子工業	700	1,385.00	969,500
ニチコン	400	1,121.00	448,400
小糸製作所	1,100	5,530.00	6,083,000
ミツバ	1,400	741.00	1,037,400
S C R E E Nホールディングス	200	7,470.00	1,494,000
キャノン電子	400	1,996.00	798,400
キャノン	10,100	3,023.00	30,532,300
リコー	5,200	1,119.00	5,818,800
M U T O Hホールディングス	300	1,821.00	546,300
東京エレクトロン	1,200	22,870.00	27,444,000
トヨタ紡織	600	1,736.00	1,041,600
ユニプレス	200	1,660.00	332,000
豊田自動織機	1,600	6,420.00	10,272,000
モリタホールディングス	100	1,776.00	177,600
デンソー	4,100	4,940.00	20,254,000
東海理化電機製作所	400	2,073.00	829,200
三井E & Sホールディングス	1,100	869.00	955,900
川崎重工業	1,400	2,491.00	3,487,400
名村造船所	1,500	283.00	424,500
近畿車輛	100	1,458.00	145,800
日産自動車	21,900	680.30	14,898,570
いすゞ自動車	4,700	1,287.50	6,051,250
トヨタ自動車	20,600	7,754.00	159,732,400
日野自動車	2,300	1,051.00	2,417,300
三菱自動車工業	8,400	494.00	4,149,600
新明和工業	1,100	1,383.00	1,521,300
極東開発工業	300	1,576.00	472,800
タチエス	800	1,444.00	1,155,200
N O K	1,100	1,667.00	1,833,700
フタバ産業	300	837.00	251,100
K Y B	400	3,320.00	1,328,000
プレス工業	200	463.00	92,600
太平洋工業	900	1,561.00	1,404,900
ケーヒン	400	2,574.00	1,029,600
アイシン精機	1,700	4,090.00	6,953,000
マツダ	5,900	969.00	5,717,100
本田技研工業	14,300	3,134.00	44,816,200
スズキ	3,700	4,946.00	18,300,200
S U B A R U	5,700	2,915.00	16,615,500
ヤマハ発動機	2,700	2,297.00	6,201,900
ショーワ	300	2,273.00	681,900
エクセディ	400	2,425.00	970,000
豊田合成	700	2,499.00	1,749,300
エフ・シー・シー	300	2,337.00	701,100
シマノ	700	17,320.00	12,124,000
テイ・エス テック	600	3,435.00	2,061,000
テルモ	5,400	3,822.00	20,638,800
島津製作所	2,200	3,195.00	7,029,000
愛知時計電機	100	4,205.00	420,500
オーバル	100	254.00	25,400
東京精密	400	3,930.00	1,572,000
マニー	800	2,916.00	2,332,800
ニコン	3,300	1,521.00	5,019,300
トプコン	1,200	1,443.00	1,731,600
オリンパス	9,700	1,685.00	16,344,500
H O Y A	3,800	9,724.00	36,951,200
朝日インテック	1,700	3,145.00	5,346,500
シチズン時計	3,400	593.00	2,016,200

リズム時計工業	300	917.00	275,100
メニコン	200	4,420.00	884,000
松風	300	1,668.00	500,400
ニプロ	1,300	1,286.00	1,671,800
パラマウントベッドホールディングス	200	4,205.00	841,000
前田工織	500	1,819.00	909,500
永大産業	1,000	346.00	346,000
バンダイナムコホールディングス	1,900	6,604.00	12,547,600
共立印刷	2,400	166.00	398,400
パイロットコーポレーション	400	4,220.00	1,688,000
萩原工業	400	1,637.00	654,800
トッパン・フォームズ	300	1,087.00	326,100
フジシールインターナショナル	600	2,450.00	1,470,000
タカラトミー	1,200	1,271.00	1,525,200
アーク	7,200	94.00	676,800
凸版印刷	2,400	2,177.00	5,224,800
大日本印刷	2,300	2,997.00	6,893,100
N I S S H A	400	1,161.00	464,400
光村印刷	300	1,732.00	519,600
宝印刷	200	1,747.00	349,400
アシックス	1,400	1,708.00	2,391,200
小松ウオール工業	300	2,374.00	712,200
ヤマハ	1,100	6,030.00	6,633,000
クリナップ	1,100	653.00	718,300
ピジョン	1,000	5,070.00	5,070,000
リンテック	500	2,373.00	1,186,500
任天堂	1,100	42,330.00	46,563,000
三菱鉛筆	200	1,741.00	348,200
タカラスタンダード	800	1,966.00	1,572,800
コクヨ	900	1,610.00	1,449,000
オカムラ	600	1,064.00	638,400
美津濃	300	2,883.00	864,900
東京電力ホールディングス	15,900	488.00	7,759,200
中部電力	5,800	1,506.00	8,734,800
関西電力	6,400	1,226.50	7,849,600
中国電力	3,100	1,452.00	4,501,200
北陸電力	1,800	765.00	1,377,000
東北電力	5,000	1,078.00	5,390,000
四国電力	1,800	1,033.00	1,859,400
九州電力	4,000	936.00	3,744,000
北海道電力	1,100	524.00	576,400
電源開発	1,500	2,592.00	3,888,000
東京瓦斯	3,800	2,581.00	9,807,800
大阪瓦斯	3,900	2,054.00	8,010,600
東邦瓦斯	900	4,050.00	3,645,000
西部瓦斯	100	2,538.00	253,800
東武鉄道	2,100	3,985.00	8,368,500
相鉄ホールディングス	700	3,045.00	2,131,500
東急	5,100	2,154.00	10,985,400
京浜急行電鉄	2,000	2,270.00	4,540,000
小田急電鉄	2,500	2,745.00	6,862,500
京王電鉄	900	7,080.00	6,372,000
京成電鉄	1,400	4,565.00	6,391,000
富士急行	200	4,285.00	857,000
東日本旅客鉄道	3,300	10,115.00	33,379,500
西日本旅客鉄道	1,700	9,770.00	16,609,000
東海旅客鉄道	1,500	22,400.00	33,600,000
西武ホールディングス	2,200	1,950.00	4,290,000
西日本鉄道	400	2,551.00	1,020,400
ハマキョウレックス	200	3,710.00	742,000

サカイ引越センター	200	6,820.00	1,364,000
近鉄グループホールディングス	1,800	6,230.00	11,214,000
阪急阪神ホールディングス	2,400	4,720.00	11,328,000
南海電気鉄道	800	2,962.00	2,369,600
京阪ホールディングス	800	5,410.00	4,328,000
名古屋鉄道	1,500	3,565.00	5,347,500
山陽電気鉄道	200	2,247.00	449,400
日本通運	700	6,830.00	4,781,000
ヤマトホールディングス	3,000	1,825.00	5,475,000
山九	600	5,910.00	3,546,000
丸全昭和運輸	100	3,155.00	315,500
センコーグループホールディングス	500	923.00	461,500
ニッコンホールディングス	800	2,745.00	2,196,000
セイノーホールディングス	1,100	1,539.00	1,692,900
日立物流	600	3,180.00	1,908,000
九州旅客鉄道	1,600	3,790.00	6,064,000
S Gホールディングス	1,700	2,753.00	4,680,100
日本郵船	1,800	1,988.00	3,578,400
商船三井	900	3,030.00	2,727,000
川崎汽船	700	1,845.00	1,291,500
共栄タンカー	200	1,446.00	289,200
日本航空	3,400	3,320.00	11,288,000
A N Aホールディングス	3,100	3,717.00	11,522,700
三菱倉庫	600	2,858.00	1,714,800
三井倉庫ホールディングス	500	1,976.00	988,000
住友倉庫	800	1,513.00	1,210,400
上組	1,200	2,564.00	3,076,800
近鉄エクスプレス	800	1,948.00	1,558,400
システナ	1,100	1,742.00	1,916,200
デジタルアーツ	200	6,020.00	1,204,000
日鉄ソリューションズ	500	3,705.00	1,852,500
キューブシステム	1,200	801.00	961,200
コア	200	1,438.00	287,600
T I S	600	6,290.00	3,774,000
グリー	1,400	523.00	732,200
コーエーテックモホールディングス	400	2,564.00	1,025,600
三菱総合研究所	300	3,825.00	1,147,500
ボルテージ	500	528.00	264,000
電算	300	2,112.00	633,600
ファインデックス	1,000	954.00	954,000
ネクソン	5,500	1,492.00	8,206,000
アイスタイル	900	884.00	795,600
エイチーム	600	1,068.00	640,800
e n i s h	600	661.00	396,600
コロブラ	700	1,250.00	875,000
オルトプラス	500	806.00	403,000
ブロードリーフ	2,300	635.00	1,460,500
デジタルハーツホールディングス	1,000	1,125.00	1,125,000
ティーガイア	400	2,632.00	1,052,800
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	200	2,315.00	463,000
GMOペイメントゲートウェイ	300	7,280.00	2,184,000
ザッパラス	1,400	403.00	564,200
パイブドHD	200	1,929.00	385,800
L I N E	400	5,170.00	2,068,000
A O I T Y O H o l d i n g s	600	665.00	399,000
フェイス	800	789.00	631,200
野村総合研究所	3,300	2,371.00	7,824,300
ソースネクスト	200	492.00	98,400
F I G	1,000	318.00	318,000
フジ・メディア・ホールディングス	1,400	1,525.00	2,135,000

オービック	600	14,420.00	8,652,000
ジャストシステム	300	5,650.00	1,695,000
Zホールディングス	25,700	388.00	9,971,600
トレンドマイクロ	700	5,800.00	4,060,000
日本オラクル	400	9,980.00	3,992,000
フューチャー	500	1,900.00	950,000
CAC Holdings	400	1,540.00	616,000
トーセ	700	883.00	618,100
オービックビジネスコンサルタント	200	4,700.00	940,000
伊藤忠テクノソリューションズ	800	2,976.00	2,380,800
アイティフォー	700	892.00	624,400
大塚商会	800	4,410.00	3,528,000
ソフトブレーン	600	564.00	338,400
電通国際情報サービス	100	3,890.00	389,000
デジタルガレージ	500	3,895.00	1,947,500
EMシステムズ	300	2,175.00	652,500
CIJ	600	922.00	553,200
日本エンタープライズ	1,600	232.00	371,200
WOWOW	200	2,726.00	545,200
IMAGICA GROUP	1,300	662.00	860,600
ネットワンシステムズ	400	2,982.00	1,192,800
アルゴグラフィックス	300	3,145.00	943,500
エイベックス	300	1,301.00	390,300
日本ユニシス	600	3,465.00	2,079,000
兼松エレクトロニクス	100	3,410.00	341,000
東京放送ホールディングス	1,100	1,755.00	1,930,500
日本テレビホールディングス	1,900	1,455.00	2,764,500
テレビ朝日ホールディングス	600	1,778.00	1,066,800
スカパーJ S A Tホールディングス	2,400	462.00	1,108,800
テレビ東京ホールディングス	300	2,314.00	694,200
コネクシオ	400	1,496.00	598,400
日本通信	2,800	249.00	697,200
日本電信電話	12,000	5,468.00	65,616,000
KDDI	13,300	3,167.00	42,121,100
ソフトバンク	17,000	1,494.00	25,398,000
光通信	200	25,010.00	5,002,000
NTTドコモ	13,200	3,002.00	39,626,400
エムティーアイ	300	700.00	210,000
GMOインターネット	700	2,181.00	1,526,700
ゼンリン	800	1,900.00	1,520,000
昭文社	1,500	430.00	645,000
松竹	100	15,870.00	1,587,000
東宝	1,100	4,465.00	4,911,500
東映	100	17,650.00	1,765,000
エヌ・ティ・ティ・データ	5,000	1,499.00	7,495,000
DTS	500	2,274.00	1,137,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	900	5,080.00	4,572,000
カプコン	700	2,517.00	1,761,900
ジャステック	200	1,163.00	232,600
SCSK	500	5,770.00	2,885,000
TKC	200	5,050.00	1,010,000
富士ソフト	300	4,175.00	1,252,500
NSD	300	3,585.00	1,075,500
コナミホールディングス	800	4,820.00	3,856,000
JBCホールディングス	500	1,806.00	903,000
ソフトバンクグループ	14,300	4,272.00	61,089,600
エレマテック	100	1,061.00	106,100
JALUX	100	2,590.00	259,000
フィールズ	900	497.00	447,300
双日	9,700	341.00	3,307,700

アルフレッサ ホールディングス	2,100	2,436.00	5,115,600
横浜冷凍	300	1,103.00	330,900
神栄	300	750.00	225,000
アルコニックス	600	1,529.00	917,400
神戸物産	400	3,385.00	1,354,000
ダイワボウホールディングス	200	5,120.00	1,024,000
マクニカ・富士エレホールディングス	400	1,813.00	725,200
ＴＯＫＡＩホールディングス	1,400	1,088.00	1,523,200
シップヘルスケアホールディングス	200	4,535.00	907,000
コメダホールディングス	800	2,101.00	1,680,800
富士興産	900	724.00	651,600
協栄産業	300	1,538.00	461,400
エコートレーディング	700	529.00	370,300
伯東	600	1,278.00	766,800
中山福	1,400	559.00	782,600
ナガイレーベン	200	2,590.00	518,000
三菱食品	200	2,929.00	585,800
松田産業	400	1,563.00	625,200
第一興商	100	5,460.00	546,000
メディパルホールディングス	1,900	2,505.00	4,759,500
S P K	100	2,842.00	284,200
アズワン	200	8,910.00	1,782,000
日本ライフライン	1,100	1,541.00	1,695,100
シークス	600	1,557.00	934,200
伊藤忠商事	13,000	2,420.50	31,466,500
丸紅	19,600	805.00	15,778,000
高島	400	1,746.00	698,400
長瀬産業	500	1,598.00	799,000
蝶理	100	1,927.00	192,700
豊田通商	2,100	3,925.00	8,242,500
三共生興	1,100	600.00	660,000
兼松	600	1,431.00	858,600
ツカモトコーポレーション	500	1,100.00	550,000
三井物産	15,700	1,925.00	30,222,500
日本紙パルプ商事	100	4,055.00	405,500
日立ハイテクノロジー	700	6,780.00	4,746,000
カメイ	700	1,235.00	864,500
スターゼン	100	4,585.00	458,500
山善	1,500	1,037.00	1,555,500
椿本興業	200	4,020.00	804,000
住友商事	11,200	1,671.50	18,720,800
内田洋行	200	4,260.00	852,000
三菱商事	13,000	2,850.00	37,050,000
キヤノンマーケティングジャパン	600	2,432.00	1,459,200
西華産業	400	1,435.00	574,000
佐藤商事	700	906.00	634,200
ユアサ商事	200	3,555.00	711,000
神鋼商事	100	2,656.00	265,600
小林産業	1,800	309.00	556,200
阪和興業	300	2,783.00	834,900
カナデン	700	1,352.00	946,400
岩谷産業	300	3,675.00	1,102,500
昭光通商	900	659.00	593,100
ニチモウ	400	2,009.00	803,600
イワキ	800	478.00	382,400
三愛石油	1,100	1,077.00	1,184,700
G S Iクレオス	700	1,099.00	769,300
ワキタ	100	1,105.00	110,500
東邦ホールディングス	200	2,637.00	527,400
サンゲツ	600	2,109.00	1,265,400

サンリオ	600	2,165.00	1,299,000
新光商事	1,000	891.00	891,000
モスフードサービス	200	3,055.00	611,000
加賀電子	100	2,507.00	250,700
PALTAC	200	5,450.00	1,090,000
丸紅建材リース	200	1,750.00	350,000
日鉄物産	300	5,020.00	1,506,000
トラスコ中山	100	2,759.00	275,900
オートバックスセブン	800	1,799.00	1,439,200
加藤産業	300	3,775.00	1,132,500
イノテック	800	1,039.00	831,200
イエローハット	800	1,885.00	1,508,000
因幡電機産業	400	5,120.00	2,048,000
ミスミグループ本社	2,100	2,729.00	5,730,900
スズケン	800	5,130.00	4,104,000
ローソン	500	5,930.00	2,965,000
エービーシー・マート	200	7,350.00	1,470,000
アスクル	500	2,890.00	1,445,000
くら寿司	200	4,770.00	954,000
サーラコーポレーション	100	650.00	65,000
ワッツ	1,000	606.00	606,000
あみやき亭	200	3,545.00	709,000
大黒天物産	200	3,270.00	654,000
クオールホールディングス	400	1,595.00	638,000
ジーンズホールディングス	200	6,700.00	1,340,000
ビックカメラ	1,100	1,223.00	1,345,300
DCMホールディングス	1,600	1,074.00	1,718,400
ペッパーフードサービス	500	1,397.00	698,500
MonotaRO	1,200	3,000.00	3,600,000
きちりホールディングス	500	900.00	450,000
J.フロント リテイリング	2,000	1,464.00	2,928,000
ドトール・日レスホールディングス	300	2,222.00	666,600
マツモトキヨシホールディングス	600	4,255.00	2,553,000
ブロンコビリー	100	2,690.00	269,000
ZOZO	1,900	2,302.00	4,373,800
物語コーポレーション	100	8,520.00	852,000
ココカラファイン	200	6,580.00	1,316,000
三越伊勢丹ホールディングス	3,800	1,008.00	3,830,400
ウエルシアホールディングス	500	6,870.00	3,435,000
クリエイトSDホールディングス	600	2,706.00	1,623,600
ジョイフル本田	400	1,454.00	581,600
すかいらーくホールディングス	1,800	2,175.00	3,915,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	1,200	981.00	1,177,200
日本調剤	200	3,920.00	784,000
コスモス薬品	100	22,540.00	2,254,000
セブン&アイ・ホールディングス	7,000	4,092.00	28,644,000
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	600	1,898.00	1,138,800
ツルハホールディングス	400	12,740.00	5,096,000
フェリシモ	700	1,049.00	734,300
トリドールホールディングス	400	3,080.00	1,232,000
サツドラホールディングス	200	1,796.00	359,200
クスリのアオキホールディングス	100	8,630.00	863,000
スシローグローバルホールディングス	200	8,800.00	1,760,000
はるやまホールディングス	1,000	841.00	841,000
良品計画	2,200	2,438.00	5,363,600
ハウス オブ ローゼ	300	1,659.00	497,700
コジマ	1,900	459.00	872,100
ヒマラヤ	600	842.00	505,200
コーナン商事	300	2,573.00	771,900

マルシェ	600	777.00	466,200
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	4,100	1,731.00	7,097,100
西松屋チェーン	900	939.00	845,100
ゼンショーホールディングス	700	2,531.00	1,771,700
ハークスレイ	700	1,059.00	741,300
V Tホールディングス	1,000	480.00	480,000
ユナイテッドアローズ	200	3,425.00	685,000
ハイデイ日高	200	2,193.00	438,600
京都きもの友禅	1,500	358.00	537,000
コロワイド	600	2,215.00	1,329,000
壱番屋	100	5,030.00	503,000
スギホールディングス	400	6,340.00	2,536,000
スクロール	2,000	349.00	698,000
ヨンドシーホールディングス	500	2,619.00	1,309,500
ファミリーマート	1,500	2,742.00	4,113,000
千趣会	1,900	390.00	741,000
タカキュー	2,000	194.00	388,000
上新電機	100	2,465.00	246,500
日本瓦斯	300	3,125.00	937,500
ロイヤルホールディングス	500	2,505.00	1,252,500
東天紅	200	1,272.00	254,400
いなげや	500	1,493.00	746,500
島忠	400	3,130.00	1,252,000
ライフコーポレーション	300	2,480.00	744,000
リンガーハット	100	2,456.00	245,600
MrMaxHD	1,100	504.00	554,400
テナアライド	1,900	443.00	841,700
AOKIホールディングス	400	1,146.00	458,400
コメリ	400	2,358.00	943,200
青山商事	500	1,696.00	848,000
しまむら	200	9,490.00	1,898,000
高島屋	1,700	1,316.00	2,237,200
松屋	1,100	878.00	965,800
エイチ・ツー・オー リテイリング	1,500	1,231.00	1,846,500
パルコ	200	1,330.00	266,000
丸井グループ	1,800	2,644.00	4,759,200
井筒屋	1,400	253.00	354,200
イオン	7,000	2,262.50	15,837,500
イズミ	200	4,290.00	858,000
平和堂	200	2,110.00	422,000
ヤオコー	400	5,150.00	2,060,000
ゼビオホールディングス	900	1,261.00	1,134,900
ケーズホールディングス	2,100	1,332.00	2,797,200
Olympicグループ	1,400	630.00	882,000
ブックオフグループホールディングス	300	1,105.00	331,500
アインホールディングス	200	6,660.00	1,332,000
ヤマダ電機	4,700	562.00	2,641,400
アークランドサカモト	800	1,305.00	1,044,000
ニトリホールディングス	800	16,820.00	13,456,000
愛眼	1,900	252.00	478,800
吉野家ホールディングス	600	2,736.00	1,641,600
王将フードサービス	100	6,580.00	658,000
プレナス	300	1,904.00	571,200
パローホールディングス	900	2,012.00	1,810,800
藤久	200	824.00	164,800
ベルク	100	5,140.00	514,000
ファーストリテイリング	200	66,920.00	13,384,000
サンドラッグ	700	3,830.00	2,681,000
島根銀行	500	724.00	362,000

じもとホールディングス	2,900	113.00	327,700
めぶきフィナンシャルグループ	7,800	286.00	2,230,800
東京きらぼしフィナンシャルグループ	800	1,514.00	1,211,200
九州フィナンシャルグループ	2,700	486.00	1,312,200
ゆうちょ銀行	5,800	1,061.00	6,153,800
富山第一銀行	1,300	356.00	462,800
コンコルディア・フィナンシャルグループ	11,800	450.00	5,310,000
西日本フィナンシャルホールディングス	900	864.00	777,600
関西みらいフィナンシャルグループ	1,700	720.00	1,224,000
三十三フィナンシャルグループ	600	1,723.00	1,033,800
第四北越フィナンシャルグループ	300	2,933.00	879,900
新生銀行	1,300	1,714.00	2,228,200
あおぞら銀行	1,100	2,870.00	3,157,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	124,500	580.10	72,222,450
りそなホールディングス	20,900	477.80	9,986,020
三井住友トラスト・ホールディングス	3,600	4,291.00	15,447,600
三井住友フィナンシャルグループ	12,500	4,015.00	50,187,500
千葉銀行	7,200	626.00	4,507,200
群馬銀行	3,200	394.00	1,260,800
武蔵野銀行	100	2,017.00	201,700
七十七銀行	500	1,751.00	875,500
山形銀行	500	1,621.00	810,500
東邦銀行	1,500	282.00	423,000
ふくおかフィナンシャルグループ	1,700	2,059.00	3,500,300
静岡銀行	4,400	829.00	3,647,600
十六銀行	100	2,623.00	262,300
スルガ銀行	1,400	585.00	819,000
八十二銀行	4,200	464.00	1,948,800
大垣共立銀行	400	2,562.00	1,024,800
福井銀行	100	1,608.00	160,800
富山銀行	200	2,576.00	515,200
滋賀銀行	500	2,665.00	1,332,500
南都銀行	200	2,810.00	562,000
京都銀行	800	4,475.00	3,580,000
紀陽銀行	1,000	1,687.00	1,687,000
ほくほくフィナンシャルグループ	1,100	1,126.00	1,238,600
広島銀行	2,000	549.00	1,098,000
山陰合同銀行	1,900	678.00	1,288,200
中国銀行	1,600	1,079.00	1,726,400
伊予銀行	2,000	600.00	1,200,000
百十四銀行	400	2,284.00	913,600
阿波銀行	100	2,709.00	270,900
大分銀行	400	2,842.00	1,136,800
宮崎銀行	300	2,637.00	791,100
佐賀銀行	400	1,664.00	665,600
セブン銀行	5,000	331.00	1,655,000
みずほフィナンシャルグループ	252,400	170.10	42,933,240
高知銀行	500	938.00	469,000
山口フィナンシャルグループ	1,700	753.00	1,280,100
北洋銀行	1,200	245.00	294,000
大光銀行	300	1,764.00	529,200
愛媛銀行	900	1,229.00	1,106,100
京葉銀行	1,800	665.00	1,197,000
北日本銀行	200	2,111.00	422,200
東和銀行	700	930.00	651,000
大東銀行	600	638.00	382,800
トモニホールディングス	900	398.00	358,200
F P G	200	1,168.00	233,600
S B Iホールディングス	2,100	2,257.00	4,739,700
ジャフコ	500	4,215.00	2,107,500

大和証券グループ本社	14,500	525.00	7,612,500
野村ホールディングス	32,200	540.20	17,394,440
岡三証券グループ	500	400.00	200,000
丸三証券	2,200	533.00	1,172,600
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,400	336.00	806,400
松井証券	2,000	898.00	1,796,000
極東証券	300	808.00	242,400
かんぽ生命保険	700	1,878.00	1,314,600
S O M P Oホールディングス	3,400	4,342.00	14,762,800
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	4,600	3,535.00	16,261,000
ソニーフィナンシャルホールディングス	1,600	2,413.00	3,860,800
第一生命ホールディングス	10,400	1,804.50	18,766,800
東京海上ホールディングス	6,600	5,875.00	38,775,000
T & Dホールディングス	6,100	1,319.00	8,045,900
全国保証	600	4,300.00	2,580,000
クレディセゾン	1,700	1,805.00	3,068,500
芙蓉総合リース	300	7,140.00	2,142,000
みずほリース	200	3,160.00	632,000
東京センチュリー	400	5,910.00	2,364,000
アイフル	3,100	238.00	737,800
イオンフィナンシャルサービス	1,300	1,629.00	2,117,700
アコム	2,800	442.00	1,237,600
オリエントコーポレーション	5,900	165.00	973,500
日立キャピタル	600	2,571.00	1,542,600
オリックス	11,400	1,742.50	19,864,500
三菱UFJリース	4,700	692.00	3,252,400
日本取引所グループ	5,300	1,863.00	9,873,900
いちご	1,900	421.00	799,900
日本駐車場開発	4,500	171.00	769,500
ヒューリック	3,900	1,197.00	4,668,300
野村不動産ホールディングス	1,100	2,596.00	2,855,600
サムティ	100	2,130.00	213,000
プレサンスコーポレーション	100	1,757.00	175,700
ユニゾホールディングス	300	4,990.00	1,497,000
オープンハウス	600	3,510.00	2,106,000
東急不動産ホールディングス	6,000	701.00	4,206,000
飯田グループホールディングス	1,400	1,862.00	2,606,800
パーク24	1,100	2,502.00	2,752,200
三井不動産	9,400	2,784.50	26,174,300
三菱地所	13,000	2,025.50	26,331,500
平和不動産	400	2,550.00	1,020,000
東京建物	2,000	1,562.00	3,124,000
ダイビル	300	1,158.00	347,400
京阪神ビルディング	200	1,394.00	278,800
住友不動産	4,100	3,837.00	15,731,700
東京楽天地	100	6,190.00	619,000
レオパレス21	4,400	319.00	1,403,600
スターツコーポレーション	200	2,727.00	545,400
ゴールドクレスト	300	2,229.00	668,700
タカラレーベン	2,000	491.00	982,000
イオンモール	1,200	1,739.00	2,086,800
カチタス	200	5,350.00	1,070,000
グランディハウス	600	471.00	282,600
日本空港ビルデング	700	5,620.00	3,934,000
日本M&Aセンター	1,400	3,595.00	5,033,000
タケエイ	400	1,224.00	489,600
コシダカホールディングス	600	1,617.00	970,200
C D S	600	1,573.00	943,800
G C A	700	961.00	672,700

エス・エム・エス	600	2,894.00	1,736,400
パーソルホールディングス	1,500	2,009.00	3,013,500
クックパッド	3,300	384.00	1,267,200
エスクリ	900	807.00	726,300
アイ・ケイ・ケイ	100	710.00	71,000
スタジオアリス	300	1,921.00	576,300
シミックホールディングス	200	1,737.00	347,400
総合警備保障	600	5,600.00	3,360,000
カカコム	1,400	2,500.00	3,500,000
アイロムグループ	600	1,437.00	862,200
ルネサンス	300	1,726.00	517,800
ディップ	400	3,020.00	1,208,000
新日本科学	500	828.00	414,000
ツクイ	1,400	569.00	796,600
ベネフィット・ワン	500	2,282.00	1,141,000
エムスリー	4,000	2,858.00	11,432,000
ツカダ・グローバルホールディング	100	630.00	63,000
アウトソーシング	1,000	1,207.00	1,207,000
ウェルネット	1,000	818.00	818,000
ディー・エヌ・エー	1,000	1,754.00	1,754,000
博報堂D Yホールディングス	2,400	1,826.00	4,382,400
ファンコミュニケーションズ	1,000	520.00	520,000
ティア	600	592.00	355,200
バリューコマース	300	1,855.00	556,500
インフォマート	700	1,930.00	1,351,000
J Pホールディングス	600	309.00	185,400
E P Sホールディングス	600	1,413.00	847,800
アミューズ	400	3,005.00	1,202,000
ドリームインキュベータ	100	1,583.00	158,300
ケネディクス	1,200	586.00	703,200
電通	1,600	4,135.00	6,616,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	400	1,214.00	485,600
みらかホールディングス	600	2,729.00	1,637,400
アルプス技研	300	1,741.00	522,300
オリエンタルランド	1,900	15,300.00	29,070,000
ダスキン	600	2,841.00	1,704,600
明光ネットワークジャパン	500	1,001.00	500,500
ラウンドワン	600	1,147.00	688,200
リゾートトラスト	400	1,840.00	736,000
ビー・エム・エル	400	3,185.00	1,274,000
りらいあコミュニケーションズ	300	1,464.00	439,200
ユー・エス・エス	1,800	2,107.00	3,792,600
サイバーエージェント	800	3,405.00	2,724,000
楽天	8,100	956.00	7,743,600
エン・ジャパン	200	5,260.00	1,052,000
リゾルホールディングス	200	4,025.00	805,000
テクノプロ・ホールディングス	200	6,910.00	1,382,000
リブセンス	1,500	307.00	460,500
ジャパンマテリアル	600	1,676.00	1,005,600
ベクトル	900	928.00	835,200
アサンテ	100	2,095.00	209,500
N・フィールド	500	705.00	352,500
E R Iホールディングス	600	805.00	483,000
リクルートホールディングス	12,900	3,879.00	50,039,100
日本郵政	14,900	1,029.50	15,339,550
ベルシステム24ホールディングス	300	1,835.00	550,500
リログループ	800	2,905.00	2,324,000
エイチ・アイ・エス	300	2,942.00	882,600
共立メンテナンス	200	5,190.00	1,038,000
スペース	500	1,274.00	637,000

	東京都競馬	400	3,325.00	1,330,000
	カナモト	400	3,140.00	1,256,000
	東京ドーム	1,300	1,005.00	1,306,500
	西尾レントオール	200	3,175.00	635,000
	アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	11,000	33.00	363,000
	乃村工藝社	1,400	1,426.00	1,996,400
	トーカイ	500	2,566.00	1,283,000
	白洋舎	300	2,916.00	874,800
	セコム	1,900	9,569.00	18,181,100
	セントラル警備保障	100	6,370.00	637,000
	丹青社	800	1,199.00	959,200
	メイテック	300	5,810.00	1,743,000
	船井総研ホールディングス	600	2,591.00	1,554,600
	進学会ホールディングス	1,200	570.00	684,000
	ベネッセホールディングス	500	2,970.00	1,485,000
	イオンディライト	400	3,855.00	1,542,000
	ニチイ学館	700	1,750.00	1,225,000
	ダイセキ	300	3,200.00	960,000
小計	銘柄数	1,081		4,442,416,190
	組入時価比率	96.8%		100.0%
	合計			4,442,416,190

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年11月末日現在

資産総額	2,343,023,273円
負債総額	54,086,976円
純資産総額(-)	2,288,936,297円
発行済口数	1,250,160,992口
1口当たり純資産額(/)	1.8309円
(1万口当たり純資産額)	(18,309円)

<参考情報>

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」

2019年11月末日現在

資産総額	4,809,892,216円
負債総額	206,437,341円
純資産総額(-)	4,603,454,875円
発行済口数	2,333,657,539口
1口当たり純資産額(/)	1.9726円
(1万口当たり純資産額)	(19,726円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

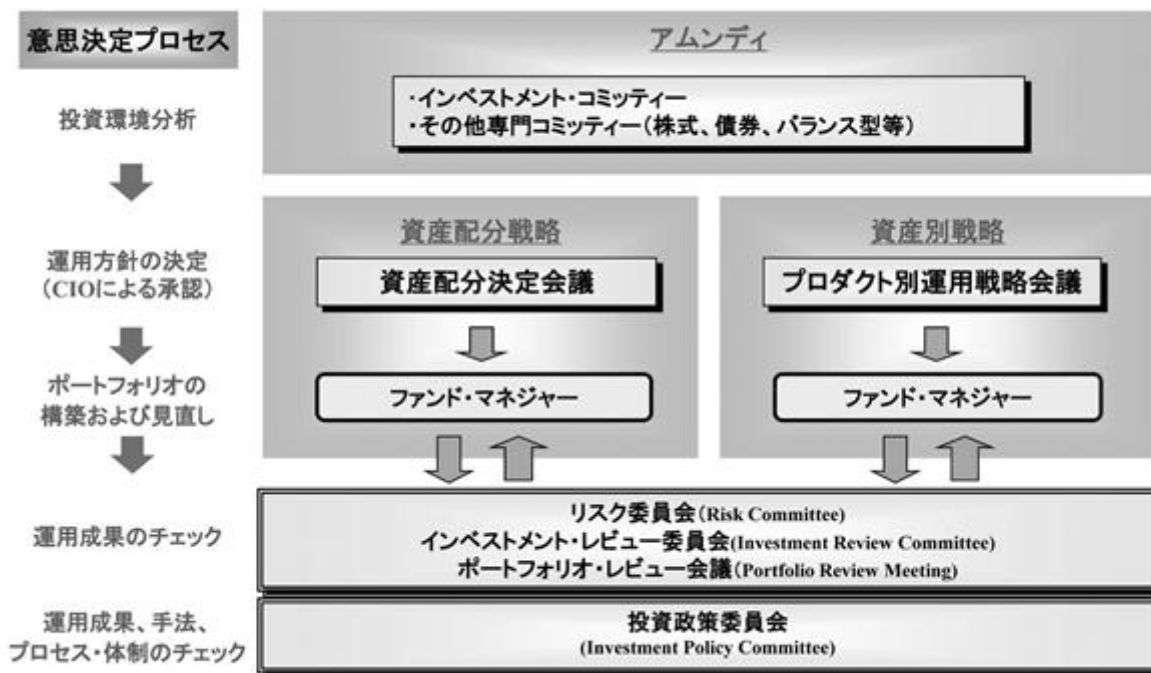
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。

- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的で開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

2019年11月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	11	52,216
追加型株式投資信託	168	1,801,186
合計	179	1,853,402

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度に係る中間会計期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)		第 38 期 (平成30年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,010,675		10,638,816
前払費用		67,557		60,736
未収入金		12,500		65,940
未収委託者報酬		2,801,064		3,362,163
未収運用受託報酬	*1	1,505,200	*1	834,156
未収投資助言報酬		4,663		4,292
未収収益	*1	377,628	*1	849,057
繰延税金資産		314,900		326,171
立替金		96,577		79,351
その他		69		874
流動資産合計		14,190,834		16,221,555
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	93,483	*2	83,123
器具備品(純額)	*2	103,175	*2	81,044
有形固定資産合計		196,658		164,167
無形固定資産				
ソフトウェア		38,852		33,524
ソフトウェア仮勘定		4,806		-
商標権		845		835
無形固定資産合計		44,503		34,359
投資その他の資産				
金銭の信託		309,607		303,324
投資有価証券		126,784		119,938
関係会社株式		84,560		84,560
長期未収入金		1,000		-
長期差入保証金		218,142		207,299
ゴルフ会員権		60		60
前払年金費用		8,553		-
貸倒引当金		1,000		-
投資その他の資産合計		747,707		715,182
固定資産合計		988,868		913,708
資産合計		15,179,702		17,135,263

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)	第 38 期 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	991	-
預り金	1,259,125	95,842
未払償還金	686	686
未払手数料	1,363,261	1,699,255
関係会社未払金	243,647	397,289
その他未払金	*1 152,555	*1 586,484
未払費用	412,172	311,469
未払法人税等	163,910	168,056
未払消費税等	103,501	88,126
賞与引当金	672,011	656,427
役員賞与引当金	116,143	152,398
流動負債合計	4,488,002	4,156,033
固定負債		
繰延税金負債	11,885	5,479
退職給付引当金	11,320	55,750
賞与引当金	26,132	39,672
役員賞与引当金	54,701	112,090
資産除去債務	60,483	61,573
固定負債合計	164,521	274,565
負債合計	4,652,523	4,430,598
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	6,592,764	8,779,534
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	4,992,764	7,179,534
利益剰余金合計	6,702,856	8,889,626
株主資本合計	10,521,691	12,708,462
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,488	3,796
評価・換算差額等合計	5,488	3,796
純資産合計	10,527,179	12,704,665
負債純資産合計	15,179,702	17,135,263

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 37 期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第 38 期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,227,981	14,079,514
運用受託報酬	2,140,210	2,026,382
投資助言報酬	8,461	1,327
その他営業収益	773,256	1,777,330
営業収益合計	12,149,908	17,884,553
営業費用		
支払手数料	5,427,725	8,372,463
広告宣伝費	63,731	106,771
調査費	500,592	627,420
委託調査費	343,347	804,809
委託計算費	14,801	20,065
通信費	38,276	41,206
印刷費	68,664	181,299
協会費	21,264	28,774
営業費用合計	6,478,400	10,182,806
一般管理費		
役員報酬	150,777	168,290
給料・手当	1,845,556	2,136,270
賞与	-	1,000
役員賞与	6,596	77,093
交際費	11,133	16,006
旅費交通費	64,237	86,612
租税公課	85,622	114,831
不動産賃借料	141,367	189,354
賞与引当金繰入	512,522	625,996
役員賞与引当金繰入	67,500	81,615
退職給付費用	95,770	219,000
固定資産減価償却費	39,898	53,706
商標権償却	195	310
福利厚生費	226,612	330,201
諸経費	174,049	337,402
一般管理費合計	3,421,834	4,437,686
営業利益	2,249,675	3,264,061
営業外収益		
有価証券利息	191	54
有価証券売却益	5,282	321
受取利息	144	229
為替差益	81,187	-
雑収入	1,290	9,596
営業外収益合計	88,093	10,200
営業外費用		
有価証券売却損	-	99
特別退職金	7,058	-
支払利息	410	75
為替差損	-	35,861
雑損失	4,457	0
営業外費用合計	11,926	36,035
経常利益	2,325,843	3,238,227
税引前当期純利益	2,325,843	3,238,227
法人税、住民税及び事業税	919,528	1,065,036

法人税等調整額	179,042	13,580
法人税等合計	740,485	1,051,456
当期純利益	1,585,357	2,186,770

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			5,954,687	5,954,687	5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			4,369,330	4,369,330	4,369,330
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当期変動額					
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期変動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	9,284	9,284	9,284
当期変動額合計	9,284	9,284	2,177,486
当期末残高	3,796	3,796	12,704,665

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
未収収益	152,512 千円	162,554 千円
その他未払金	92,102 千円	502,438 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
建物	89,844 千円	100,561 千円
器具備品	208,275 千円	207,284 千円

（損益計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	300,000千円
(ロ) 1株当たり配当額	125.00円
(ハ) 基準日	平成29年 3月31日
(ニ) 効力発生日	平成29年 6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	5,654,687千円
(ロ) 1株当たり配当額	2,356.12円
(ハ) 基準日	平成29年 3月31日
(ニ) 効力発生日	平成29年12月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,010,675	9,010,675	-
(2) 未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	-
(3) 未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	-
(4) 金銭の信託	309,607	309,607	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	126,784	126,784	-
資産計	13,753,331	13,753,331	-
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	-
負債計	1,363,261	1,363,261	-

第38期(平成30年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,638,816	10,638,816	-
(2) 未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	-
(3) 未収運用受託報酬	834,156	834,156	-
(4) 未収収益	849,057	849,057	-
(5) 金銭の信託	303,324	303,324	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	119,938	119,938	-
資産計	16,107,455	16,107,455	-
(1) 未払手数料	1,699,255	1,699,255	-
負債計	1,699,255	1,699,255	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第37期(平成29年12月31日)	第38期(平成30年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

第38期(平成30年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(平成30年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	10,324	10,260	64
	小計	10,324	10,260	64
合計		428,481	436,391	7,909

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第38期(平成30年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	422,541	415,315	7,226
	小計	422,541	415,315	7,226
合計		428,735	423,263	5,472

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	-	-	-
投資信託	2,781	321	99

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)		第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	20,397		2,767	
退職給付費用	65,050		179,620	
退職給付の支払額	-		11,320	
制度への拠出額	82,680		115,316	
退職給付引当金の期末残高	2,767		55,750	

(千円)

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第37期 (平成29年12月31日)		第38期 (平成30年12月31日)	
積立型制度の退職給付債務	669,970		746,598	
年金資産	678,524		692,897	
	8,553		53,700	
非積立型制度の退職給付債務	11,320		2,050	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767		55,750	
退職給付に係る負債	11,320		55,750	
退職給付に係る資産	8,553		-	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767		55,750	

(千円)

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 65,050千円 当事業年度 179,620千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度30,720千円、当事業年度39,380千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	83,244 千円	84,650 千円
未払事業税	30,157 千円	32,910 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	215,384 千円	213,145 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	847 千円	10,046 千円
減価償却資産	4,429 千円	4,237 千円
資産除去債務	17,110 千円	18,854 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	1,676 千円
未払事業所税	2,194 千円	2,417 千円
その他	- 千円	2,834 千円
繰延税金資産小計	353,364 千円	370,769 千円
評価性引当額	38,464 千円	44,597 千円
繰延税金資産合計	314,900 千円	326,171 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	794 千円	1,838 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	4,659 千円	3,642 千円
その他有価証券評価差額金	2,422 千円	- 千円
その他	4,010 千円	- 千円
繰延税金負債合計	11,885 千円	5,479 千円
繰延税金資産の純額	303,015 千円	320,692 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第38期(平成30年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
期首残高	59,677 千円	60,483 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	806 千円	1,091 千円
期末残高	60,483 千円	61,573 千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）及び第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎 月決算コース）	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の内 容又は職 業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社	アムンディ アセットマ ネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の再 委託等	情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	423,995	未収収益	152,512

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリに上場)。

クレディ・アグリコル・エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランスパリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)*1	720,243	未収収益	162,554
								委託調査費等の支払など*2	593,092	その他未払金	502,438

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	512,886	未収運用受託報酬	120,829
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

(1株当たり情報)

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	4,386.32 円	5,293.61 円
1株当たり当期純利益金額	660.57 円	911.15 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

(重要な後発事象)

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		10,829,733
前払費用		76,323
未収入金		35,910
未収委託者報酬		3,105,705
未収運用受託報酬		464,284
未収投資助言報酬		2,614
未収収益		784,620
立替金		68,588
その他		523
流動資産合計		15,368,300
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物(純額)		77,758
器具備品(純額)		75,438
有形固定資産合計		153,197
無形固定資産	*1	
ソフトウェア		34,234
商標権		675
無形固定資産合計		34,909
投資その他の資産		
金銭の信託		301,460
投資有価証券		110,546
関係会社株式		84,560
長期差入保証金		209,794
ゴルフ会員権		60
繰延税金資産		218,499
投資その他の資産合計		924,919
固定資産合計		1,113,025
資産合計		16,481,325

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (令和元年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	143,569
未払償還金	686
未払手数料	1,609,604
関係会社未払金	106,521
その他未払金	218,008
未払費用	378,616
未払法人税等	76,325
未払消費税等	45,901
賞与引当金	341,901
役員賞与引当金	117,063
流動負債合計	3,038,195
固定負債	
退職給付引当金	54,322
賞与引当金	43,096
役員賞与引当金	108,225
資産除去債務	62,127
固定負債合計	267,771
負債合計	3,305,966
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	7,648,162
利益剰余金合計	9,358,254
株主資本合計	13,177,089
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,730
評価・換算差額等合計	1,730
純資産合計	13,175,359
負債純資産合計	16,481,325

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自平成31年 1月 1日
		至令和元年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		6,291,082
運用受託報酬		804,703
投資助言報酬		1,818
その他営業収益		802,134
営業収益合計		7,899,737
営業費用		4,583,258
一般管理費	*1	2,621,400
営業利益		695,078
営業外収益	*2	63,488
営業外費用	*3	45,702
経常利益		712,864
税引前中間純利益		712,864
法人税、住民税及び事業税		142,955
法人税等調整額		101,282
法人税等合計		244,237
中間純利益		468,628

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当中間期変動額				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当中間期変動額					
中間純利益			468,628	468,628	468,628
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			468,628	468,628	468,628
当中間期末残高	110,093	1,600,000	7,648,162	9,358,254	13,177,089

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	3,796	3,796	12,704,665
当中間期変動額			
中間純利益			468,628
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,066	2,066	2,066
当中間期変動額合計	2,066	2,066	470,694
当中間期末残高	1,730	1,730	13,175,359

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～18年
器具備品	4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	324,768千円
無形固定資産	86,035千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産	19,730千円
無形固定資産	8,115千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

賞与引当金戻入額	57,456千円
----------	----------

*3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損	45,452千円
------	----------

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（2）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	10,829,733	10,829,733	-
(2) 未収委託者報酬	3,105,705	3,105,705	-
(3) 未収運用受託報酬	464,284	464,284	-
(4) 未収収益	784,620	784,620	-
(5) 金銭の信託	301,460	301,460	-
(6) 投資有価証券 其他有価証券	110,546	110,546	-
資産計	15,596,348	15,596,348	-
(1) 未払手数料	1,609,604	1,609,604	-
負債計	1,609,604	1,609,604	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、及び（4）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	84,560

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	105,152	109,253	4,101
	小計	105,152	109,253	4,101
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	309,348	302,753	6,595
	小計	309,348	302,753	6,595
合計		414,500	412,006	2,494

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	61,573千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	553千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	62,127千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
6,728,282	631,559	539,895	7,899,737

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&ス イッチファンド	1,065,329	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこ れらの附帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成31年 1月 1日 至 令和元年 6月30日）

1株当たり純資産額 5,489円73銭

1株当たり中間純利益 195円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益 468,628千円

普通株主に帰属しない金額 -千円

普通株式に係る中間純利益 468,628千円

期中平均株式数 2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 金 の 額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	

2019年4月1日付

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額：51,000百万円（2019年3月末日現在）
- ・ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

書類名	提出年月日
訂正有価証券届出書	2019年 2月 8日
有価証券届出書	2019年 2月19日
有価証券報告書	2019年 2月19日
半期報告書	2019年 8月19日
有価証券届出書	2019年 8月19日

独立監査人の監査報告書

平成31年3月4日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴田 光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月18日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの2018年11月20日から2019年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの2019年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の令和元年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年1月1日から令和元年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。